

令和6年厚岸町議会第4回定例会会議録

招集期日	令和6年12月11日	
招集場所	厚岸町議場	
開閉日時	開会	令和6年12月11日 午前10時00分
	延会	令和6年12月11日 午後5時02分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏名	出席○ 欠席×	議席番号	氏名	出席○ 欠席×
1	竹田敏夫	○	8	石澤由紀子	○
2	室崎正之	○	9	桂川実	○
3	佐藤淳一	○	10	堀守	○
4	金子勇	○	11	杉田尚美	○
5	音喜多政東	○	12		
6	中川孝之	○	13	大野利春	○
7	南谷健	○			

以上の結果　出席議員 12名　　欠席議員 0名

1. 議場に出席した事務局職員

事務局長	議事係長	
亀井泰	佐藤浩之	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	若　狹　靖	教　育　長	滝　川　敦　善
副　町　長	石　塚　徹	教委管理課長	諸　井　公
総　務　課　長	布　施　英　治	教委指導室長	藏　光　貴　弘
総合政策課長	三　浦　克　宏	教　委　生　涯	
危機対策室長	四　戸　岸　毅	学　習　課　長	車　塚　洋
税　務　課　長	鈴　木　康　史	監　査　委　員	黒　田　庄　司
町　民　課　長	渡　部　貴　志	監　査　事　務　局　長	川　越　一　寿
保健福祉課長	早　川　知　記	農　委　事　務　局　長	江　上　圭
環境林務課長	真　里　谷　隆		
水産農政課長	高　橋　政　一		
観光商工課長	田　崎　清　克		
建設　課　長	堀　部　誠		
病院事務長	星　川　雅　美		
水　道　課　長	高　瀬　順　一		
会　計　管　理　者	塚　田　敦　子		

1. 会議録署名議員

1番	竹　田　敏　夫	2　番	室　崎　正　之
----	---------	-----	---------

1. 会　期

12月11日から12月13日までの3日間 (休会日なし)

厚岸町議会第4回定例会議事日程

(6.12.11)

日程	議案番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		議会運営委員会報告
第 3		会期の決定
第 4		諸般報告
第 5		例月出納検査報告
第 6		定期監査報告
第 7		行政報告
第 8	報告第10号	専決処分事項の報告について
第 9	議案第75号	令和6年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第76号	令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第77号	令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
	議案第78号	令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第79号	令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算
	議案第80号	令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算
	議案第81号	令和6年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議案第82号	令和6年度厚岸町下水道事業会計補正予算
	議案第83号	令和6年度厚岸町病院事業会計補正予算
第10		一般質問

厚岸町議会 第4回定例会

令和6年12月11日
午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和6年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、1番、竹田議員、2番、室崎議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

10番、堀委員長。

●堀委員長 12月9日午前10時から、第8回議会運営委員会を開催し、令和6年厚岸町議会第4回定例会の議事運営について協議いたしましたので、その内容について報告いたします。

議会からの報告は、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告であります。また、定期監査報告もあります。

町長側からの報告として、行政報告がございます。

委員会関係では、総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会先進地行政視察報告書、総務産業常任委員会先進地行政視察報告書、厚生文教常任委員会先進地行政視察報告書、総務産業常任委員会所管事務調査報告書並びに3常任委員会及び議会運営委員会からの各委員会閉会中の継続調査申出書であります。

議会からの提出案件は、会期の決定であります。

次に、町長提出の議案等についてであります。

報告第10号 専決処分事項の報告については、本会議で審議することに決定いたしました。

議案第75号から議案第83号までは、令和6年度各会計補正予算9件であります。

審議方法は、議長を除く11名をもって構成する令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

議案第84号から議案第86号の一般議案3件、議案第88号から議案第90号までの一部改正条例3件については、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

議案第87号第6期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定についてであります。

審議方法は、議長を除く11名をもって構成する第6期厚岸町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査を行うことに決定いたしました。

一般質問通告者は、8名あります。

本定例会の会期は、12月11日から13日までの3日間に決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日12月11日から12月13日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月11日から12月13日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和6年9月10日開会の第3回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

なお、今般、釧路広域連合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出しております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（大野議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員から、別紙のとおり例月出納検査報告がなされておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第6、定期監査報告を議題といたします。

今般、監査委員から、別紙のとおり定期監査報告がなされておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、定期監査報告を終わります。

●議長（大野議員）　日程第7、行政報告を行います。

町長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思います。

町長。

●町長（若狭町長）　厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例に規定する設計審査手数料及び工事検査手数料について、消費税課税に関する誤りが確認されたので、ご報告させていただきます。

厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例に規定する給水装置工事に係る設計審査手数料及び工事検査手数料については、当町が消費税を手数料に上乗せして徴収することとし、平成8年4月1日から消費税を課税すべき事務として、消費税額を含む手数料を徴収してきましたが、今般、令和7年度から当町が行う簡易水道事業について、地方公営企業法を適用するに当たり、その移行作業のため、事業の内容について精査を進めてきたところ、本年11月11日に、この業務を請け負っている事業者から、これらの手数料については消費税非課税ではないかとの問合せがあったところであります。

このため、町では消費税の取扱いを確認するなど検証を重ねつつ、同月13日に、これらの手数料に対する消費税の取扱いについて釧路税務署等に確認したところ、同月26日に釧路税務署から、消費税法に規定する消費税を課さない法令に基づき行う事務に該当する旨回答があったところであり、12月9日には、この非課税に該当する事務は、指定給水装置工事事業者が行う設計に係る設計審査手数料と、この工事完成後の検査に係る工事検査手数料についてに限るとの連絡があったため、これらの手数料に係る消費税の課税誤りが判明したものであります。

誤って徴収した消費税相当額については、現時点で書類及び会計システムにより確認できたものは、水道事業が平成19年4月から令和6年11月までで2,201件、67万2,090円、簡易水道事業が平成17年4月から令和6年11月まで139件、8万7,440円、農業用水道事業が同期間で36件、2万1,680円、合計で2,376件、78万1,210円であります。

また、現在調査中である、これら以前の期間に係る部分については、給水台帳や証明書類等により確認することとし、既に確認できたものと同様に、誤徴収があったものについて、可能な限り返還していきたいと考えております。

なお、本件について速やかに是正するため、これらの手数料を規定している厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の改正条例と、確認できている返還する額を含む各会計補正予算を本定例会に提出しており、現在調査中の期間に係る返還する額については、今後、補正予算等で対応してまいります。

この度の誤りにより、手数料を納付された皆様に対し、ご迷惑をおかけしたことをお深くお詫び申し上げますとともに、今後については、関係法令の解釈と理解を徹底することで再発防止と信頼回復に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例に規定する設計審査

手数料及び工事検査手数料に係る消費税課税の誤りについての行政報告とさせていただきます。

●議長（大野議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を質す程度にとどめていただきます。

どなたかございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第8、報告第10号 専決処分事項の報告についてを議題いたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、報告第10号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

8月31日に発生した大雨による災害復旧費に要する経費と、10月9日の衆議院の解散、10月15日公示、10月27日に投開票が執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、緊急に措置を要する経費の予算が必要であり、緊急執行を要した令和6年度厚岸町一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

2ページをご覧ください。

総額専第6号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月9日付であります。

令和6年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）。

令和6年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,592万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ129億6,258万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

3ページから4ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3款3項、歳出では4款4項にわたって、それぞれ2,592万7,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

9ページをお開き願います。

歳入であります。

17款道支出金3項委託金1目総務費委託金4節選挙費委託金980万8,000円の増。

衆議院議員選挙に要する費用に対しての委託金の計上であります。充当事業の内容につきましては、歳出予算の衆議院議員選挙において説明いたします。

21款1項1目繰越金1節前年度繰越金641万9,000円の増。

補正財源調整のための計上であります。

23款1項町債9目災害復旧債3節公共土木施設災害復旧債970万円、新規計上。

説明欄記載のとおり、災害復旧事業債の計上で、充当事業については、歳出予算の実験所道路災害復旧事業において説明いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

11ページをお開き願います。

歳出であります。

2款総務費4項選挙費4目衆議院議員選挙費1,072万8,000円の増。

衆議院議員の投開票選挙事務に必要な経費の計上で、主な内容は、投票管理者等の報酬、職員の超過勤務手当、ポスター掲示場設置等の委託料のほか、事務用備品購入は、投票用紙自動交付機3台の購入費の計上であります。

5款農林水産業費2項林業費1目林業総務費16万5,000円の増。

8月31日に発生した大雨により、奔渡7丁目の中嶋の沢小規模治山施設から海へ雨水を排水するトラフが倒木等により詰まり、大量の土砂が堆積したことから、撤去等の手数料の計上であります。

7款土木費2項道路橋梁費、次ページにわたり、1目道路橋梁維持費、道路橋梁管理533万2,000円の増。

8月31日に発生した大雨に伴う町道舗装道路側溝修繕の計上で、修繕料433万4,000円の計上は、実験所道路のトラフ崩壊及び土砂流出の修繕に74万円、床潭末広間道路の法面崩壊の修繕に114万円、奔渡湖岸道路の法面崩壊の修繕に95万7,000円、桜通りの歩道マンホール周辺陥没の修繕に117万7,000円、町内各町道の補修修繕に32万円の計上と、碎石購入99万8,000円の増は、トライベツ5号道路ほか4路線の碎石の敷均しに79万4,000円と、2か所の干場への土砂流出に伴う碎石の敷均しに20万4,000円の計上であります。

10款災害復旧費3項公共土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費、実験所道路災害復旧事業970万2,000円、新規計上。

8月31日の大雨により実験所道路の排水構造物が破損したため、復旧工事に必要な設計費の計上であります。

なお、15ページから17ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、歳出の説明を終わります。

2ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。

地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

5ページをお開きください。

第2表、地方債補正、追加であります。

災害復旧事業債970万円、新規計上。

記載のとおり、発行限度額、起債の方法、利率、償還の方法によって地方債を起こすことができるものとしております。

6ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄。

令和5年度末、現在高123億4,819万6,000円。令和6年度中、起債見込額、17億6,160万円。令和6年度中、元金償還見込額、9億3,836万2,000円。補正後の、令和6年度末、現在高見込額は131億7,143万4,000円となるものであります。

以上で、報告第10号 専決処分事項の報告についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 8月31日、大雨被害によっての被害状況報告というのは、9月に行われました議員協議会において報告があったのですけれども、その中で私から質問をさせていただきまして、今回、土砂災害の中で災害復旧が行われたのですけれども、町道とかの上部の土砂、山林とか山地所有者なり、上部の所有者に対しての損害賠償の請求というものが可能なのかどうかということを、お聞きいたしました。

そのときは明確な答えというものが、議員協議会のときにはされておりませんでしたので、ぜひ後日ということで、そのときは終わったのですけれども、私もその後調べて、例えば、上部のほうに工作物などを設置した上で、その工作物に対して土砂崩壊というものを土地所有者が怠った場合については、損害賠償というものが発生する場合もあるということの中で、私も調べました。

といったものを考えたときには、今回については損害賠償には当てはまらないのかという、自然林の中では思うのですけれども、それを考えていったときに、今回の災害復旧の歳出の中では道路橋梁維持費の中で、2か所の干場への碎石投入等を町が行っております。上部に対して損害賠償の請求がないものに対して、下部に対して町が補填、私有財産に対しての干場への碎石投入等の復旧をなぜしたのかという、この辺について、明確な理由があればお聞かせ願いたいと思います。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

8月31日に発生しました大雨により、山からの土砂が干場へ流出したということ

で、町民から、仕事をする上で著しく支障を来しているとの相談がありました。

町としては、困っている町民に対しましては手を差し伸べるべきと思い、町でできること、また、できないことはありますが、関係する課と協議をしまして、建設課において早急に土砂を撤去し、碎石を敷き均したということで、町としましては自然災害に対する支援を、この度は講じさせていただいたところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 私有財産に対しての復旧を町がやったというのですけれども、では、同じように、今後、災害が起きた場合、今回はたまたま干場であって、土砂の撤去や碎石の投入だけで済んだかもしれませんけれども、もっと大きな、例えば家屋が土砂によって倒壊させられた、また車の動産も土砂によって流された、また道路、越水した水によって家屋が床下浸水や床上浸水をしたとかといった場合でも、今後それでは町のほうでは、復旧なりに対して町がやっていくのだというふうに、私ども町民は理解していいのかどうなのかというものを、お聞きしたいと思います。

問題は、確かに町民の生活復旧をいち早くやっていただくということでは大変助かるのですけれども、ただ、やはり私有財産に対しての公費の投入というものは、よくよくしっかりと検討してやっていかなければならぬと思うのです。今回は少しやりすぎではないかと私は思うのですけれども、この点について明確な回答をいただきたいと思います。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

大規模な災害となりましたら、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用となりまして、国の支援が受けられることとなります。

そうなりますと、町としましても災害対策本部を設置して、国の支援、町の支援ということで、そのときには検討していかなければならないというふうに考えておりますので、大規模な災害となって適用となればという、今、お話をさせていただいたところなのですけれども、それ以外であれば、干場のほかに住宅の被害、床上浸水とかとなったときには清掃や見舞金の支給とか、そのほかは関係する課と協議をして、どういった支援ができるかということを検討して、進めていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 今回、見舞金とかではないのです。あくまでも壊れたものに対して、土砂を撤去したときに、棄損した干場に対しての復旧をしているのです。

では同じように、家だって壊されたら家を建ててくれるのかという話になりませんか。車が流されたとして、では車を町で買ってくれるのかという話になると思うのです。そんな大規模なときの話を持ち出した中でされたって困ります。

やはり、私はやりすぎだと思うしかないのですけれども。

それと、町では今後、例えばお供山や何かも、たくさん土砂崩壊が危惧される場所というのがあります。そういう中での下側の人方というのは、家がもし壊れても、町が直してくれるのだという判断の下でいいということでしょう。だって、見舞金とかではなくて、実際に干場を直している。現状復旧を町がやったのです。私はやりすぎではないかと言っているのです。

この点について、もっとしっかりとした方針を持っていただきなければならぬし、今回のものについての支出というものは、やはり誤りだったとしか私は思えませんけれども。もし回答があれば、いま一度お願ひいたします。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時40分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

副町長。

●副町長（石塚副町長） 大変貴重な時間、申し訳ございません。

大規模な場合は除かせていただきますけれども、土砂崩れ等があった場合には、基本的には、危険であるにもかかわらず対策を講じていなかつた場合は、所有者が賠償の責任を負うと、おっしゃるとおり、負う場合がございます。

ただ、そういう状態がない場合は、行政で対策を行うことも可能というふうに考えてございます。

今回の場合、一部町有地が入っている部分、それから町有地の入っていない部分がございまして、町有地の入っていない部分については、特段、工作物等あるわけではないということですので、所有者の賠償責任が生じるというのは、今、ちょっと判断しかねる部分がございます。

町が急を要して、土砂が流れた部分の砂利の撤去を行って入れ替えたという部分については、昆布の期間中ということもございまして、応急的にやらせていただいた部分がございます。その部分がやりすぎではないかというご質問であろうかと思いますが、この部分については、あくまでも応急的に行ったということで、先ほど建設課長が行政側の支援という言葉を使わせていただきましたが、その部分の後処理についてはちょっと調べさせていただいて、対応させていただきたいと思います。

それから、大規模災害があった場合の、では町がやるのかという部分については、現在、その状況によって応急対応が必要な場合等があるかもしれませんけれども、建物が崩れてしまったとかという場合については、町の賠償ということではなくて、何らかの手当が必要な場合は、熊本地震とかいろいろなところでやっている事例もありますので、そういうことを参考にさせていただきながら考えていきたいと思いま

す。

ちょっと答えになっているかどうか、すっきりした答えではございませんけれども、少し検討する時間をいただきたいというふうに考えます。

●議長（大野議員）ほか、ございませんか。

7番、南谷議員。

●南谷議員 13ページでございます。13、14にまたがっております。

10款3項1目道路橋梁災害復旧費1節委託料。この委託料が970万2,000円の計上、ここでお尋ねをさせていただきます。

確か10月10日の議員協議会だと思うのですが、この内容について概略の説明がありました。今日は本会議なので、改めて、この工事の内容についてお尋ねをさせていただきます。

まず、この災害の実態というのですか、どういうふうになったのか、トラフが壊れたというのですけれども、もう少し詳しく、具体的にどういう災害になったのか。場所は聞いたのです。曙造船の、実験所がある上のほうということは理解したのですけれども、どのように壊れたのかというのが、ちょっとよく分かりません。

それから、災害の実態、復旧工事、どのような工事をされるのか。今回、実施設計を計上しているのですけれども、工期はいつ頃になるのか。この辺についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員）建設課長。

●建設課長（堀部課長）お答えさせていただきます。

初めに災害の内容でありますと、8月31日の大雨により、実験所道路の下から曙造船所手前の町道があります、その間のトラフが設置しております。この度の雨で、トラフの横に水が走って、横と下が洗掘されてトラフが崩壊したという内容でございます。

二つ目でございますが、復旧の工事の内容としましては、この度の大変相当地でも崩壊しないような設計を、現在、取り進めておりまして、金額が確定し次第、来年の3月の定例会で予算を計上して、工事を令和7年度に取り進める予定でいるところでございます。

●議長（大野議員）7番、南谷議員。

●南谷議員 大体分かりました。

財源なのですけれども、町債となっております。実施設計で970万2,000円。そうすると、今ちらっと触れたのですけれども、実際の復旧工事、どのくらいの、実施設計中だから不確定だとは思うのですけれども、1億になるのか、3,000万円になるのか、およそでもどのくらいの数字になるのですか、実際の工事費というものは。

それから、その財源、実施設計が町債なのです。ということは、厚岸町が負担していかなければならない。そうすると本設計のほう、全部厚岸町が持たなければならぬのでしょうか。この財源というものは、少しでも有利な方法というのですか、町として考えられないのでしょうか。この辺についても、もし何かがあれば、よい方法というのですか、厚岸町にとって有利な方法を模索するべきではないかと思うのですが、この辺についても説明を願います。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

本件につきましては、初めに災害復旧事業の採択になるか検討したところでございまして、北海道に確認したところ、道路自体に被害がなかったということで、災害復旧事業の採択の要件にならない旨の回答を得たところであります。そうしたことから、町としましては単独災害復旧事業債を活用して取り進める予定でおります。

また、事業費につきましては、現在、超概算で3,000万円から4,000万円程度というふうに、今、考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 全部、そうすると3、4千万円かかるものについて、いい方法ないですか。全部町債になるのですか。この辺について。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） 大変申し訳ございません。

財源でございますが、先ほど、災害復旧事業に該当すれば国の補助金をもらえるということになりますが、それが該当にならないということでございますので、町単独債ということで進めようとするものであります。

●議長（大野議員） 追加答弁ありますか。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 私からお答えいたします。

今、建設課長がお答えいたしました災害復旧事業債ですが、こちらのほうの充当率は100%でございます。それと、これに対する普通交付税の基準財政需要額に参入される割合といたしましては、これは、それぞれの町村の財政力指数によって変わつてきますが、おおむね8割が基準財政需要額で戻ってくるというような性質のものでございます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

●議長（大野議員） 日程第9、議案第75号 令和6年度厚岸町一般会計補正予算、議案第76号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第77号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第78号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第79号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第80号 令和6年度厚岸町介護老人保険施設事業特別会計補正予算、議案第81号 令和6年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第82号 令和6年度厚岸町下水道事業会計補正予算、議案第83号 令和6年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

(「議事進行」の声あり)

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 先ほどの報告第10号だったのですけれども、報告済みで終わったのですけれども、議案では議会の承認を求めるという、承認というものをしていないのですけれども。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前10時51分休憩

午前11時04分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

ただいま10番堀議員の議事進行に関しまして、前例が報告済みとなっていますので、今回はそのようにさせてもらって、今後きっちりと調べて、正しい方向でやっていきたいと思いますので、今回はよろしくお願いしたいと思います。

先ほど日程の説明していたのですけれども、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第75号 令和6年度厚岸町一般会計補正予算から議案第80号 令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございます

ので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第81号 令和6年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）、議案第82号 厚岸町下水道事業会計補正予算（1回目）の内容について、お配りしている提案説明書のとおりでございます。

大変簡単な説明でございますが、ご審議いただき、ご承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第83号 令和6年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）につきまして、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 本9件の審査方法について、お諮りいたします。

本9件の審査方法については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに附託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに附託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時10分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開します。

日程第10、これより一般質問を行います。

質問は通告順により行います。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし、合図をいたします。

7番、南谷議員の一般質問を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 第4回定例会にあたり、4項目について一般質問いたします。

私は、本町の人口減少対策で優先して取り組むべきは漁業の振興と考えており、そんな思いで、町の支援施策について3点質問いたします。

初めに、大宗漁業の昆布漁場改良事業への町支援についてです。

本町は全道に先駆け、補助の継続、増大を図ってきましたが、今年の減産は明らかです。令和7年度とその後についても支援をすべきと考えますが、町の見解をお尋ねいたします。

次に、カキ養殖事業支援の拡充についてです。

厚岸産カキのブランドは、カキの町、厚岸と全国的に有名ですが、沖の垂下式施設はロープなどが老朽化し、浜で施設の拡充や改修要望の声が強くあります。この事業に対し、支援策を講ずるべきと考えますが、町の見解をお尋ねいたします。

また、厚岸翔洋高校チームが、カキの味や見栄えに直結する産卵予測システムの開発に取り組み、大会で優良賞を獲得しております。この取組に対し、町として財源を含め、何らかの支援をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目です。

漁組は、製氷冷凍工場の若竹の移転工事に取り組まれ、現有工場の解体をする計画が進んでいます。工場の建設、さらに現有工場の解体となると、大変な負担となります。町も解体事業へ何らかの支援を検討すべきと考えます。跡地の利用を含め、町の見解をお尋ねいたします。

2項目目です。集中豪雨、8月1日の対応策について、質問いたします。

床潭末広間道路と奔渡7丁目湖岸道路2か所で、山側に土のうを積んだり側溝を掘り直すなど、素早い対応をされました。いまだに山裾の崩壊場所はブルーシートで覆ったままの、応急処置のままであります。しっかりとした治山工事が、私は必要と思います。今後の対応について、お尋ねいたします。

各々所管はどことなり、いつ頃、どのような改修工事をなされますか。

3項目目です。火葬場の改修についてです。

火葬場は、当面、現有施設を利用すべきで、そのためにも利用者が不快を感じないように、改善、改修が必要と考えます。

先般、待合室、流し側のストーブが不完全燃焼して、体調不良者が発生しました。ストーブの点検を含め、しっかり運営に努めていただきたい。

また、トイレの改修です。ウォシュレットの導入をはじめ、壁の塗装やトイレブースの更新など、改修を検討すべきではないでしょうか。

4項目目です。お悔やみコーナーの設置についてです。

葬儀終了後、遺族は悲しみも癒えぬのに、多くの手続をするため、よく制度が分からぬ中、各課を回らなければなりません。

また、遺族の中には高齢の方や体調が不良の方もおられます。多くの手續が1か所でできるコーナー設置の検討をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、漁業支援施策についてのうち、（1）の昆布漁場改良事業に対する町の支援策についてであります。現在、昆布漁業に対する支援策として、町単独補助の昆布漁場改良事業と、国、道、町が一体的に支援する水産多面的機能発揮対策事業により、昆布漁場岩盤清掃を行っております。

海洋環境の変化により、全道的に昆布は減産傾向にありますが、町としては、大宗漁業である昆布漁業の盛衰が産業経済に与える重要性を十分認識した上で、今後も支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、（2）のカキ養殖事業支援の拡充についてでありますが、湾内のカキ垂下式施設に対する改修の意向については、厚岸漁協から伺っております。

しかしながら、改修時期や改修内容については、現在、漁協内部で精査中とのことでありますので、今後、厚岸漁協から要請があった際には、支援の有無について検討してまいりたいと考えております。

また、厚岸翔洋高校への支援につきましては、国のマイスター・ハイスクール事業が今年度をもって終了いたしましたが、新年度からは、学校が事業主体となる学校運営協議会が新たに発足する予定であり、当該協議会に参画する中で、これまでの取組についても、財政面を含め支援してまいりたいと考えております。

次に、（3）の漁組製氷冷凍工場解体事業への支援及び跡地利用に関する町の見解についてでありますが、当該箇所については北海道が事業主体となり、令和7年度から3か年で、工場解体を含めた用地の嵩上げ整備が進められる計画で事業実施に当たり、北海道から地元自治体へ、事業費に応じた負担金が生じるため、受益者である厚岸漁協から支援要請を受けているところであります。

また、当該箇所の跡地利用については、厚岸漁協では、将来的に直売店の蓄養施設整備を検討していると伺っております。

町の支援につきましては、令和7年度予算をはじめ、厚岸町総合計画3カ年実施計画における産業振興施策の中で、今後、総合的に判断してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の8月31日の集中豪雨による床潭末広間道路と奔渡7丁目湖岸道路の対応策について、所管はどこで、いつ頃、どのような改修工事をするのかについてであります。初めに、床潭末広間道路法面の応急処置を行った箇所については、北海道が改良工事と併せて地滑り対策工事を行い、町に移管された路線であるため、今後の対策工事について北海道と協議をしてきましたが、対策後の維持管理となるため、町で対応願いたいとの回答があつたところであります。

また、崩壊箇所については、町有地と国有地がまたがっていることから、現在、釧路財務事務所と協議をし、所管の確認を行いながら対策工法の検討を行っており、今後、早期復旧に向けて工事を取り進める予定であります。

次に、奔渡7丁目湖岸道路法面の応急措置を行った2か所の山側斜面崩落の復旧については、釧路総合振興局林務課及び森林室と協議したところ、町が事業主体の北海

道小規模治山等補助事業で事業採択を受けられる可能性があることから、北海道へ治山事業施行要望書を提出しております。

実施時期については、補助事業の採択状況によるため、現時点では未定ですが、早くても令和7年度以降となります。

改修工事の内容については、植生吹きつけであれば比較的安価に実施できますが、もともと植生があったところで地滑りが発生しており、再度崩れる可能性が高いことから、斜面に格子状にコンクリート枠を造成する法枠工が考えられますが、工法については北海道からの助言を受けて検討してまいります。

続いて、3点目の火葬場の改修については、利用者が不快を感じないように、改善、改修が必要と考えるがについてありますが、施設改修に当たっては、定期的に行っている火葬炉設備の点検結果や施設巡視時において、改修が必要とする箇所を確認し、今年度実施した火葬炉設備改修をはじめ、優先順位を決めて、3カ年実施計画に基づき整備を進めているところであります。

ストーブを含めた斎場内設備の日常的な点検、運用については、火葬業務の委託事業者において併せて実施しているところであり、待合室で使用しているストーブは、斎場使用日の朝方にタイマーにより稼働させ、遺族の方が待合室に入るときには快適な温度となるよう努めているところであります。

ご質問にあるストーブの不完全燃焼については、部品の劣化や設備不良等について設備事業者による点検を行ったところ、異常は見つかりませんでしたが、突発的な故障や事故を防ぐために継続した点検を行うとともに、室内の十分な換気を含め、利用者が安全に利用できるよう、施設運営に努めてまいります。

トイレの改修については、現在、車椅子利用者が使用するには不便な構造となっていることから多目的トイレを増設するとともに、既存の男子、女子トイレについても全面的に改修することを検討しております。

その他の改修については、緊急性等を考慮した上で計画的に整備していくことを考えております。

続いて、4点目のお悔やみコーナーの設置について、多くの手続が1か所でできるコーナーを検討すべきと考えるがについてありますが、ご遺族が町の窓口で行う葬儀終了後の手続については、世帯構成等により多少異なりますが、主に年金受給者死亡届、地方税法に基づく相続人代表者指定届、ごみの収集に係る世帯の変更届、死亡者が国民健康保険、または後期高齢者医療に加入されていた場合は、被保険者証の返却及び葬祭費の支給申請、介護保険資格者の場合は資格喪失届の手続などが必要となります。

これらの手続は、担当する課や係が異なる手続になりますが、厚岸町では役場の窓口を総合化し、訪れるお客様に対して分かりやすく、かつ確実、迅速な行政サービスを提供するため、平成11年5月1日から厚岸町お客様窓口を設置しており、死亡後の手続に限らず、転入や転出時の手続についても1か所の窓口で完結できるよう努めているところであります。

このため、死亡後の手続に特化したお悔やみコーナーの設置は考えておりませんが、引き続き、お客様が窓口を行き来することなく手続が完結できる行政サービスの

提供を行うとともに、改めて厚岸町お客様窓口の役割について、町広報誌等で周知を行ってまいります。

以上でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 昆布漁場改良事業支援で、再質問をいたします。

今年は、管内全域不良の中で、本町が一番、水揚げが上がっておりまます。これは、長年にわたる漁場改良事業の効果だと思います。

答弁では、重要性を十分認識され、今後も支援を継続されると力強い説明がありました。しっかりと取り組んでいただきたい。

資料を見てください。資料要求をしております。

昆布漁場改良事業に係る年次別事業内訳でございます。

上段の令和6年、こここの欄で見ていただければ、計の欄で申しますけれども、総事業費が令和6年は5,000万円でした。そのうち受益者負担、3,154万円。漁業者が3,154万円支出した。町の補助は826万円、そのほかに国と道が拠出をしております。このような状況でございますけれども、令和6年は実際にどのようになるのか質問したのですけれども、答弁がありませんでした。

そこで、令和7年、どのくらいの面積で、総事業費がどのくらいなのか、そして町の負担はどうなるのか、この点について、まず説明をしてください。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 令和6年度の事業につきましては、まさにこれから、年明けにかけての事業になりますので、現在のところはまだ予定ということで見ております。

さらには、令和7年度についてのお尋ねでございますけれども、町単独事業、さらには水産多面的事業を合わせまして、今のところ予定しておる面積規模でいきますと、6年度とはあまり変わらないのですが、82万6,000平方メートル程度を、今、予定しております。

総事業費につきましては、6年度同様、まずは5,000万円規模でやっていこうということで、今、考えております。

それに伴う各事業者、さらには、国、道、厚岸町の負担割合につきましても、6年度同様、町が826万円、さらには国が840万円、北海道が180万円、受益者である漁業協同組合につきましては3,154万円というような予定で、今のところ組んでいるところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 令和7年は6年と同様の数字で、漁業者が希望する漁場改良事業でござい

ますから、こういうことで進んでいくと。厚岸町の財源も非常に厳しくなってきている、そんな中で先細りになってはという思いで、今回、質問させていただきましたけれども、今後もしっかりと支えていかれるということで安堵いたしました。

次にまいります。沖の垂下式施設の改修、拡充についてでございます。

現在、漁組では漁業者の要望を調整中と伺っております。

今後、漁協から、きっと要望があると思うのですけれども、財源を含めて、町としてしっかりと、私は漁業者の意向に沿うような支援をしていくべきだと思います。

改めて町の考え方、きっと上がってきた折には町としても対応されるという認識をさせていただいたのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） カキの中間育成施設のお尋ねでございますけれども、これにつきましては、現在のところ事業内容並びに事業費、まだ決まっておりません。これがはっきり見えてきた段階で、国や北海道の補助事業を含めて、町としての支援策につきましても、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。厚岸翔洋高校の支援についてでございます。

今回、令和6年度、優良賞を受賞されたのですけれども、今回、生徒の取組は、答弁にあったのですけれども、国のマイスター・ハイスクール事業の一環で行われたという認識なのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 質問者、お見込みのとおりでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 マイスター・ハイスクール事業が終わる、今後の展開をという答弁がありました。

私は、海洋資源科の生徒の発表内容を調べさせていただきました。その内容なのですけれども、生徒が本町の漁業へ関心を持ち、カキの成熟完了日に着目をし、取組の中で漁業者とともに情報を共有しております。

特に気になったのは、まとめの中で、生徒が学校に求めるものとして、地域の漁業者との対話を重ね、スマート水産をはじめ漁業の魅力を発信すること。ここで終わりを迎えず、常に進み続けなければならないと結んでおります。

ということは、生徒が今回いろいろ苦労して取り組んで調査をされたのですけれども、自らが厚岸の漁業に対して関心を持って取り組んでこられた。私は非常に素晴らしい

しいことだと思います。生徒の漁業に対する目線や、その取組に、私は非常に感銘を受けました。生徒の思いを継続するために、これらのためにも町として支援をしていかなければならぬと、強く感じているところでございます。

町の支援の内容、答弁ではあったのですけれども、財源を含めて今後どうされるのか、具体的にもう少し説明をしてください。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ご質問者のご指摘のとおり、厚岸町といたしましても、この3年間マイスター・ハイスクール事業に携わってまいりました。

今回の発表を見ても、生徒たちの残した成果、本当に大変素晴らしいものがあると私も実感しているところでございます。

財政面というお話でございます。学校からは、来年度、国の予算も打ち切りになりますけれども、北海道教委として、来年度の継続予算は何とかなりそうだというお話を伺っておりますけれども、この事業を一過性のものにはせず、さらにその後についても進めていかなければならぬ、これは私どもも共通の認識でおるところでございます。

今後、さらにその後について何らかの支援要請があった場合は、町としてもこの取組の必要性、今後とも永続的に厚岸町の漁業の振興、発展につながっていくと考えておりますので、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 冷凍工場の解体事業への支援及び跡地利用についてでございます。

答弁では、解体事業は令和7年から3か年で、用地の嵩上げ事業の中で、北海道から地元自治体の負担が求められていることから、漁協から支援要請を受けているという答弁がございました。その際には、しっかりと町としてこれを受けるという判断をさせていただいたのですけれども、この辺について再度確認をさせていただきます。

また、跡地利用なのですけれども、現時点では直売店の蓄養施設の整備を検討しており、町はこれらの支援について前向きに捉えていると理解をいたしました。

ということは、今の答弁で私なりに理解したのですけれども、工場の解体は、嵩上げ工事の一体の中で事業が進められると、そうすると漁協の負担も少なくなっていくのかなと、当然、町のほうも負担が少なくなって、そういうことで取り進められる理解をしたのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） お答えいたします。

1回目の町長の答弁にもございましたとおり、質問者、お見込みのとおりの事業内容となっております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 令和7年度の予算をはじめ、総体的なこの事業、負担とあるのですけれども、令和7年度の予算もという答弁がありました。令和7年度にどのくらいの拠出になるのか、町として全体事業はどのくらいの規模になるのか、この辺について、もし分かりましたら説明していただきたいのですが。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） この事業、大きく分けて、この真龍岸壁の背後地の現有工場の解体と、それに伴う嵩上げ工事、これが一体的なものが、まず一つ。それから、その後に控えている跡地の蓄養施設の整備といった、二つの大きな事業で進んでいくと認識をしております。

現時点では、まだ事業内容であるとか事業費というものは固まっていないのですけれども、この解体と嵩上げについては、令和7年度から令和9年度において北海道が実施します、真龍岸壁の背後地の冷凍工場の解体を含めた嵩上げでございますけれども、こちらの事業費で、概算の概算で、今のところ5億円程度を予定しているということでございます。

このうち令和7年度の部分になりますけれども、こちら実施設計が予定されていることになっております。総体事業費の8%というのは地元負担になる予定でございますので、その分の予算措置がされていくことに相なりますけれども、額につきましては新年度予算の編成の中で、今まさに調整中となっておりますので、ざっくり申し上げて、令和7年度は大体150万円から200万円程度になるかと考えております。

また、その解体と嵩上げが終了した後、嵩上げ後の用地に蓄養施設が設置される部分が出てきますけれども、こちらが現在のところ、令和9、10、この2か年の実施予定と、今、伺っております。

事業のボリュームでございますが、これにつきましては今ある港町の第一市場、これに設置している蓄養水槽をさらに充実させたものになっていくと考えております、カキ、アサリはじめ活貝関係、それからカニなどの活魚関係の蓄養水槽を整備するというような内容になっていくかと思っております。

事業費につきましては、今、本当の概算でございますけれども、今のところ9億円程度で実施予定と伺ってはおりますけれども、あくまでも現時点での概算数値ということになりますので、漁組からも、額が非常に大きくなってくるという恐れがあるので、今後、内容についてさらに検討を重ねていく必要性があると伺っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

集中豪雨に起因する法面の地滑り対策です。

床潭末広間の崩落箇所は、町有地と国有地がまたがっており、釧路財務事務所と所管の確認中という答弁でございました。

所管の確認中ということなのですけれども、よく理解ができませんでした。釧路財務局が工事を受け持ってくれるということではないのですよね。厚岸町がやるのかどうなるのか、もう少し詳しく説明をしていただきたい。

また、今後どのように取り組んでいかれるか、町の姿勢というものを、もう少し詳しく説明をしてください。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

今後、所管がどこか確認が取れましたら、所管されているところと協議をしまして復旧工事を取り進めることとなります。仮に、所管が財務省北海道財務局釧路財務事務所となった場合、釧路財務事務所の担当者に確認したところ、ほかの市町村において、釧路財務事務所がこのような復旧工事をすることがないとの回答がありました。

その上で担当者が、厚岸町が道路の維持管理をする上で、法面の崩壊箇所の復旧工事を取り進めるのであれば、厚岸町へ国有地を無償譲渡することは可能であるという回答をいただいているところであります。

町としましては、この度の国有地については、恐らく財務省の所管となることが予想されますので、所管が財務省と確定した後には、釧路財務事務所と無償譲渡の手続を行いまして、町の所有地になった後に、厚岸町が復旧工事を取り進めるというふうに予定しております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、どうなろうが、手順もそうですし、非常に先の長い話に見えるのです。

ここは、床潭の皆さん住んでいるところから、いつもブルーシートが見えるのです。安易にやると危ないよな、しっかりやってほしいよな、そんな切実な思いがあります。

少しでも早くその事業が、厚岸町の負担がなるべく少なくなるように極力頑張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

復旧工事の工法といいますけれども、いろいろな方法がありまして、植生工とか、構造物をつけてそこを止めるとかという工法がありますけれども、今そういう工法

を検討しております、できる限り最善の方法で取り進めたいと思っているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 湖岸道路2か所の法面の地滑り対策でございます。

こちらは、ある程度、道に申請中ということでございますから、今後のスケジュールと2か所の事業費、補助率などはどうなるのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） この北海道の小規模治山補助事業のスケジュールでございます。

これは要望書を提出しております、この後、1月下旬から2月にかけて採択内示と、その後、事業計画と補助申請書を出して、承認後、事業の実施となる予定でございます。

この事業の補助割合、また金額でございますが、これは町が事業主体でありまして、道の補助を受けて実施する事業でございます。補助率は50パーセントであります。

事業費につきましては、実施設計をしなければ詳細は出てきませんが、現在、釧路の総合振興局林務課から道の本庁に要望した中では、2か所合わせて最大で4,000万円程度を要望しているということになっておるところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次にまいります。3項目目です。

火葬場の改修でございますが、大変前向きな回答をいただきました。それぞれしっかり取り組んでいただきたい。

1点だけお尋ねいたします。

トイレを整備する時期は、いつ頃になるのでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 町長の答弁にもございました。多目的トイレもございません。早期にやりたいと思っております。

実施時期につきましては、防衛の防交金を活用する予定であり、その採択にもよります。

さらに、現在、新年度の予算時期にもあります、調整中でございます。なるだけ

早く、早期に整備をしていきたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 4項目目でございます。お悔やみコーナーの設置について、お尋ねをさせていただきます。

町民課の窓口の職員の皆さん、日頃から私も町民課に、いろいろな用事でちょくちょく行くのですけれども、大変親切、丁寧、町民の皆さんからも、非常に評判上々でございます。これからも、窓口対応として一生懸命頑張っていただきたいと思います。

今回この質問を出した後に、実は私の妹が亡くなりまして、手続を急遽することになりました。かみさんがやったのですけれども、私が想像した以上に窓口対応はしっかりされていました。しかしながら、葬儀終了後の届出は突然的に発生するため、誰もが戸惑います。

既に窓口の総合化に取り組まれ、お客様窓口を設置してある。おおむね1か所で用事が足りたと、かみさんも言っていました。しかしながら、個別の案件のある方もおられます。

これらの対応も含めて、やはり100%町民課で終わるわけではないです。その人によってはいろいろな事情があって、個々違いますから、なるべく連携を取り合って、なるべく、全国、全道の中でも何か所か、そういう自治体もあります。個人情報とかいろいろな問題があって、当人、遺族の方は分からぬ部分もあります。各自治体、大規模な自治体ほど、非常にこういう問題について取り組んでおられます。窓口一本化という問題に取り組んでいる自治体もあります。

なかなか思案、面倒だと思うのですけれども、そういうものも視野に入れて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

ただいまのご質問ですけれども、個別の事案がある場合、そういった場合のケースにつきましては、想定される中では水道の使用に係る変更の手續であるとか、町営住宅の入居者が亡くなった場合の変更手續何かが考えられているわけでございますが、実際のところ、高齢の方や歩行が難しい方などについては、担当者に窓口に来てもらって手續を行うという工夫を、現在、行っておるところであります。

ご自分で出向ける方につきましては、なるべく担当窓口のほうには行っていただくようにはしておるのですけれども、ご指摘のとおり、なるべくであれば1か所で済ませるというのが理想ではあると思いますが、今後については、よりよい行政サービスを提供するという意味では、それらの関係各課と協議を行わせていただきながら、どういった手續が、窓口において、さらにできるのかというところを検討してまいりたいと考えております。

定期的な事務の連携や検証については、改めてお客さま窓口において行っている事業の検証を行いながら、関係各課と連携を行いながら、改善できるものはしていきたいと考えているところでございます

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 しっかりした答弁をいただきまして、ありがとうございます。

ぜひ、定期的に事務の連携、今までやってきたことの検証というのですか、1年に1回か2回でもいいのですけれども、担当者同士で確認をし合うというのですか、そういう作業も私は必要ではないかと思います。ぜひ実施をしていっていただきたい。

その上でお尋ねをさせていただきます。

1点だけ気になるところがあるのです。あの窓口の表示なのです。税務課は④番ですと書いているのです、町民課の窓口。あそこは窓口がいっぱいあるのですけれども、全部のところで同じ作業をしているのでしょうか。あの辺も一工夫いるのかなと。

同じように、それぞれの担当が町民に見やすいようにしているのは分かるのですけれども、窓口、ここに来たら何です、全部一緒なのでしょうか。税務課は4番ですという案内はあるのです。4番に行ったら税務課なのだな。税のことは窓口がある。外側からカウンターを見たときに、町民にとって分かりやすい表示方法を考えていきたいと思いますが、いかがでしょう。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） ご指摘のあった件につきましては、私どもも町民目線で、改めて再度検証はさせていただきたいと思いますので、どういった形ができるかというのは明確にはお答えできませんが、今後の課題として取り組んでまいりたいと考えございます。

●議長（大野議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

次に、3番、佐藤議員の一般質問を行います。

3番、佐藤議員。

●佐藤議員 本年最後の第4回定例会にあたり、さきに提出しております質問通告書に従い、手短に質問を申し上げます。

ただ1点、改正戸籍法についてであります。

昨年成立した戸籍法の改正は、明年5月26日に施行されることになりました。施行まで、あと半年余りとなりました。

施行に合わせて、町は町民に振り仮名を通知することになっておりますけれども、その時期は、施行に合わせていつ頃になるのか、または予定をしているのか、お伺いいたします。

さらに、改正後に出生した新生児については、法に基づいて届出、記載されるわけですが、それ以外の方で、町から通知のあった振り仮名と使用の読みが異なる場合は、どのようになりますでしょうか。

また、一般的な読み方として窓口では判断が難しい場合も考えられますが、そのような場合はどのように対応されるのかお伺いし、最初の質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

改正戸籍法についてのうち、アの町民に振り仮名を通知することになっているが、その時期はについてでありますが、対象者への振り仮名の通知については、戸籍に振り仮名を記載する改正法の施行日となる、令和7年5月26日時点に厚岸町に本籍がある在籍者について、住民基本台帳ネットワークシステムから情報を収集の上、仮の振り仮名通知書を作成し、準備が整い次第、発送することになり、発送時期は、作業開始から3か月以内を予定しております。

次に、イの通知の振り仮名と使用の読みが異なる場合は、どのようになるかについてでありますが、町から通知のあった振り仮名と使用の読みが異なる場合は、令和8年5月25日までに町へ届出が必要となり、氏が異なる場合は筆頭者、名が異なる場合は本人が届出することになります。

届出は、役場窓口のほか郵送による届出、マイナーパーカード所有者は専用サイトであるマイナーポータルからも届出することができ、届出後、正しい振り仮名が戸籍に記載されることになります。

次に、ウの一般的な読み方としても、窓口では判断が難しい場合も考えられる、この場合の対応についてでありますが、届出時に一般的な読み方として判断がつかない場合については、釧路地方法務局戸籍課へ照会し、判断することになる予定です。

現時点では詳細な取扱いは示されておりませんが、今後、国から示される予定ですので、それに従い対応していくことになります。

以上でございます。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 1回目の質問に簡潔にご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

昨年も、この戸籍法の改正ということで質問をさせていただきました。いよいよ半年後の明年5月26日から施行されるということで、あと半年でございますので、町民周知のことともございますので、再度、確認をする意味で質問をさせていただいたところであります。

最初の段階として、今、町長から答弁ございましたように、厚岸町は住民票に振り仮名が振ってあると言いましたよね。それに基づいて、間違いが恐らくないのだろうと思います。あれば今まで訂正されていたかと思ひますけれども、そういうことで本人に通知が行きます。

厚岸町の場合は、住民票に名前の読み仮名が記載されていますので、そう大きな問題はないのではないかと思っております。

ただ、通知が行って、読み仮名に問題がない場合は、何かしらの手続はいらないのですよね。それだけ確認させてください。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問者のおっしゃるとおり、町からの仮の振り仮名の通知が届いて確認していただいた後に、読み方に間違いがない場合は届出がなくても、令和8年5月25日までに届出がない場合は、職権により、戸籍にその振り仮名が記載されるといった内容になっております。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 8年の、今言った期日までに、仮に失念して届出をしなかった場合、その場合は、もし間違っていたら、新聞等で見ると、通知された名前がそのまま使用されますというような記述しかないので。でも、やはり生まれたときから名前が、読み方が、通知のものと自分の名前が違っていた場合、期日が過ぎた後でも何らかの手続で訂正できるものなのでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 仮に、届出が過ぎた後に変更をしたいといった場合においても、一度だけ正当な手続なしにといいますか、直接窓口等に来ていただければ、一度だけ変更はできます。

それ以降、変更をまたしたいということになりますと、家庭裁判所に申し出ていただいた上で変更手続を行うといった流れになっております。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 ややこしいのは、法の施行後に出生した新生児についての問題であります。

両親については、自分の子どもが生まれたわけですから深い愛情を持って、その子どもが一生背負っていく名前を真剣に考えてつけるわけです。

そんな中で、平仮名や片仮名であれば字数は限られますから、その点、「あ」は「あ」しか読まないので。これは問題ないと思いますけれども、漢字というと、今、人名漢字とか普通の漢字、合わせて数万字もあるわけです。それを組み合わせて漢字で名前をつけると、まだ増えていくわけです。

それを、一般的な読み方であれば、届け出た内容を尊重すると報道されているのです。何が一般的な名前で、そうでないという判断基準が、いまいちよく分からないですけれども、そうなると、出生の届出の際につけられた読み方が適法なのか、あるいは適法でないのか。

そういう場合、例えば役場の窓口の担当者が対応する場合、受付して、こういう例ぐらいのものは来ると思いますけれども、全く使っては駄目な、何万字もある字から、全部例を作成するわけにいかないですから、例えばで来るわけですから、それを見ても、果たして一般的なのか、それから漢字と読み方が全く逆の意味があるとか、判断ができないとかという難しい例があるわけです。

そんな場合、受付して、はい分かりました、あなたは、たろうと書いてたろうさんですね、はい分かりました、受け付けます。もし法務局に問合せすると、その時点では受付というのが保留になって、そして法務局に問い合わせて、いや大丈夫です、大丈夫ではありません。大丈夫ならいいのですけれども、大丈夫でない場合は、また名前を考えなければならないという、そういう問題も出てくると思うので、窓口はかなり大変ではないかと思いますので、今のところは限られた情報ですけれども、そういう情報が町の担当課とかにも、だんだん具体的なものが来ると思うのです。

そういうものに合わせて、やはり、今生きている我々は大体間違っていないと思うのですけれども、これから生まれてくる新生児の家庭のことを考えれば、きちんと、できる限り、こんなことでと思うかもしれませんけれども、上から来た情報とかについては広報等を通じてしっかりと説明して、後でトラブルのないように、2回も3回も名前を考えてつけるということのないように、その辺は、窓口も含めて、町できちんと対応していただきたいと考えるのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

ご質問者のおっしゃるとおり、この度の改正法によりまして、氏名として用いられる文字の読み方としては、一般的に認められているものでなければならないという規定がされたところであります。

そういった意味では、取扱いの仕方という部分が当然重要になってきまして、ただし現時点においては、まだ詳しい情報が国から来ていないというのが現状でございます。そういった意味では、情報が来次第、速やかに広報等で周知できるような準備は

していきたいと思っておりますし、当然、職員の中でも情報を共有しながら、窓口に来られた方に混乱を招かせないような対応を取れるような体制づくりを進めていきたいと考えてございます。

●議長（大野議員） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、10番、堀議員の一般質問を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 私は、今定例会に際しまして、次の2点について質問をするものであります。

1点目は、自治体DXについてであります。

私自身は、国が進めておりますデジタル化により、国民の誰もが幸せになるとは、なかなか懐疑的な考えを持つ、どちらかといえばアナログ的な人間であります。

しかしながら、政府が策定したデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示され、自治体には、上記ビジョンを実現するための取組が求められております。

総務省が2020年12月に取りまとめました自治体DX推進計画では、国と自治体、さらに自治体同士での連携が必要となるため、行動指針となる内容として、1、自治体DX推進の体制構築、2、重点取組事項、3、DXと併せて取り組むべき事項が記載されており、厚岸町においてどのようにデジタル社会の実現に向けて取り組んでいくのかについて、次のとおり質問するものであります。

（1）町の全体方針はどうなっているのか。

（2）自治体DX推進の体制構築。

アといたしまして、自治体DXの推進体制はどのようにになっているのか。

イといたしまして、自治体DX推進のスケジュールを示されたいと思います。

（3）は、自治体DX推進計画に示されている次の重点取組事項の現状と課題について、お聞きしたいと思います。

アといたしまして、自治体の情報システムの標準化、共通化はどうなっているのか。

イといたしまして、マイナンバーカードの普及促進について。

ウといたしまして、行政手続のオンライン化。

エといたしまして、A I、R P Aの利用促進。

オといたしまして、テレワークの推進。

カといたしまして、セキュリティ対策の徹底。

（4）では、DXと併せて取り組むべき事項の現状と課題について、お伺いします。

アといたしまして、地域社会のデジタル化。

イといたしまして、デジタルデバイド対策。

ウといたしまして、デジタル原則に基づく条例等の規則の点検、見直し。

エといたしまして、庁内情報端末の普及利活用。

オといたしまして、デジタル人材の確保について。

大きな二つ目は、町の通信運搬費、郵便料についてお伺いをいたします。

町は、住民に通知される行政文書の、そのほとんどを日本郵便株式会社の郵便配達業務に頼っている現状であります。日本郵便株式会社は、本年10月より郵便料金を約30%値上げし、これに伴う行政コストの増は少なくない影響があると考え、次のことを質問するものであります。

(1) といたしまして、通信運搬費への郵便料金値上げによる影響額について。

(2) といたしまして、住民への行政文書発送業務に加えている、委託業務における郵便料金値上げによる影響額についてお伺いします。

(3) 番は、デジタルポスト導入による通信運搬費抑制を図るべきと考えるが、どうかについてお伺いいたします。

以上であります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、堀議員のご質問にお答えいたします。

1点目の自治体DXについてのうち、(1)の町の全体方針及び(2)の自治体DX推進の体制構築についてのうち、アの推進体制についてであります。本年6月に、当町における自治体DX推進に関する協議、検討を進めるため、副町長と各課長等からなる庁内組織、DX推進会議を設置するとともに、実務的な検討を進めため、各課の実務者で構成するDX推進ワーキンググループを設置したところであります。

現在は、このワーキンググループにおいて、当町における自治体DXの円滑な推進に必要となる事項を協議、検討するなど、国が示す重点取組事項等を踏まえたDX推進方針の策定に向けて取り組んでいるところで、本年度中の策定を目指しております。

次に、イのスケジュールについてでありますが、現在、策定作業を進めているDX推進方針において、重点項目や、併せて取り組むべき事項ごとの具体的な取組について、短期、中期、長期といった区分で位置づけたいと考えておりますので、現時点ではスケジュールは定まっておりません。

次に、(3)の自治体DX推進計画に示されている重点取組事項の現状と課題のうち、アの情報システムの標準化、共通化についてであります。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、対象となる20業務のうち、町が行う住民記録や税関係などの18業務について、令和7年度末までの標準化システムへの移行に向け、それぞれの事務の所管化と連携しながら、移行データの整理や環境設定作業等を行っているところであります。

課題は、標準化、共有化の移行に係る経費の多くは補助金が見込めるものの、移行後の運用経費の増加が見込まれることが挙げられます。

次に、イのマイナンバーカードの普及促進についてであります。これまでマイナンバーカード交付などの関係手続を休日に受け付ける臨時窓口の開設や、出張申請サポートなどの普及促進の取組を行ってきたところであり、令和6年11月30日時点での交付率は82.7パーセントとなっております。

課題は、これまで健康保険証としての利用や、各種証明書のコンビニ交付などの利便性や機能向上が進んできた一方で、マイナンバーカードの安全性を心配する声もあることから、安全性や活用方法などに関する周知に努める必要があると考えております。

次に、ウの行政手続のオンライン化についてであります。令和4年度に転出、転入手続のワンストップサービス化を行ったほか、子育て関係13手続、介護関係11手続、選挙関係1手続において、マイナポータルを通じたオンライン申請が可能となっています。

課題は、オンライン手続が可能となったものの、あまり利用されていない状況であることから、利用促進のための周知のほか、オンライン化していない手続のうち、手続件数が多いものを中心に、オンライン手続の拡充を検討する必要があると考えております。

次に、エのA I、R P Aの利用促進についてであります。まず、人工知能を利用したA I技術については様々なシステムがありますが、現在、生成A Iを活用したシステムの試験導入について検討を行っているところであります。

また、作業を自動化するR P Aについては、現在、財務会計システムの収入情報の自動入力について試験を実施しており、結果がよければ本格的な運用を考えております。

課題は、A I、R P Aを利用する事務を検討するため、現在行っている業務手順等を詳細に示した上で、国が示す導入ガイドブックや、他の自治体の事例を参考にするなどして導入を進める必要があるほか、システムを使うための人材育成と考えております。

次に、オのテレワークの推進についてであります。この自治体D X推進計画の重点取組事項になる以前から、国が推奨する働き方改革の取組として推進されましたが、導入による効果が期待できないと判断し、現在に至っているところであります。

課題は、庁舎以外で業務を行う場合、必要となる書類や資料など、使用できるデータ等に制限があり、行える業務が限られることや、庁舎の勤務者が減少することで窓口対応や電話応対などが手薄となり、住民サービスの低下につながることが考えられます。今後、様々な業務における文書や仕組みがデジタル化されていく中では、働く時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として、導入の可否について研究してまいりたいと考えております。

次に、カのセキュリティ対策の徹底についてであります。町では、国のセキュリティポリシー等に基づき、業務端末ごとに記録媒体を有しない仮想端末化や多要素認証の整備等を行ってきたほか、現在進めている情報システムの標準化、共通化において、セキュリティ対策が強化されているガバメントクラウドを利用することとしてお

ります。

課題は、一層高度化、巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、町における対策も隨時見直す必要があるとともに、高度化、複雑化する情報政策に対応できる人材の育成であります。

また、職員の過失による情報漏洩の防止を徹底するため、継続して対策の周知徹底を図る必要があります。

次に、（4）のDXと併せて取り組むべき事項の現状と課題のうち、アの地域社会のデジタル化についてであります。行政サービスのオンライン化やスマートシティの推進、教育や医療のデジタル化など、デジタル技術を活用した地域課題の解決の取組は、実施主体も含め多種多様でありますが、町が行っているもの以外では把握できていないのが現状であります。

各分野において、デジタル技術を活用した地域課題の解決や魅力向上を図る上で、デジタル技術に精通した人材不足のほか、整備に当たっての交付金等があるものの、運用経費に対する支援がないため、その経費負担の課題が一つであると考えております。

次に、イのデジタルデバイド対策についてであります。町内の携帯電話販売店が定期的にスマートフォン教室を開催しているほか、昨年度は、教育委員会生涯学習課の生きがい大学の枠を活用して、町内携帯電話販売店の協力を得てスマートフォン教室を開催しております。

課題は、継続した教室開催などが必要である一方で、スマートフォン等のデジタル端末を所持していない人に配慮した行政サービスを維持する必要もあると考えております。

次に、ウの条例等の規制の点検、見直しについてであります。国や一部の自治体において、デジタル化やデジタル技術活用の阻害となっている法律や条例等のアナログ規制の見直しが行われておりますが、今後は、町でも自治体DXを推進する上で、現在の条例等におけるアナログ規制の点検、見直しを行う必要があると考えております。

デジタル技術の活用は、業務の効率化や住民サービスの向上が期待できる一方で、対面による相談希望など対応困難なものもあることから、アナログ規制を見直す際にはこうしたことに配慮しながら、条例、規則等の点検を進める必要があり、その作業量は膨大なものとなるため、人的負担が課題と考えております。

次に、エの庁内情報端末、タブレットPCの普及利活用についてでありますが、現在は、マイナンバー関係業務と町のSNS発信など、一部の業務で活用しているものの、広く活用している状況にはありません。

タブレットPCは、様々な業務での活用が可能と考えられますが、現在進めている自治体DX推進方針の策定作業の中で、各業務についての取組を検討中でありますので、先行事例を参考としながら、この活用を含めた自治体DXの推進方策を検討しているところであります。

なお、タブレットPCの購入や通信環境整備に対する支援はあるものの、運用経費や、5年程度で必要となる更新費用についての支援がないことから、その財源確保が

課題であると考えます。

次に、才のデジタル人材の確保についてであります、令和7年度において、専門的な知見を有した外部のデジタル人材を活用するため、国の地方創生人材支援制度を利用し、デジタル専門人材の派遣を申請しているところであります。

現時点では、専門的な人材が確保されていない状況であり、継続した育成、確保が課題であることから、今後も同制度を利用した外部人材の活用のほか、職員のデジタル知識や能力の向上についての研修等を拡充するなどし、各所属ごとにDXを推進するリーダー的役割の職員を育成していきたいと考えております。

続いて、2点目の町の郵便料についてのうち、(1)の郵便料金値上げによる影響額についてでありますが、令和6年度の当初予算で計上している郵便料は、全会計で1,322万4,000円で、これに郵便料金の増額改定を反映した場合の算定額は1,610万7,000円、影響額は288万3,000円となります。

次に、(2)の行政文書発送を業務に加えている委託業務における、郵便料金値上げによる影響額についてでありますが、令和6年度当初予算で計上している委託料の中に、郵便料が積算された委託料は、全会計で1億2,028万円となり、これに郵便料金の増額改定を反映した場合の試算額は1億2,077万7,000円で、影響額は49万7,000円となります。

次に、(3)のデジタルポスト導入による通信運搬費抑制を図るべきと考えるがについてでありますが、近年DXを活用した自治体郵便業務の課題を解決するための新たな郵便サービスとして、デジタルポストやスマートポストがあります。

このうち、スマートポストを導入している自治体では、専用アプリと連携の上、住民への周知をデジタル化し、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用することで、確実に対象となる住民に対して通知等を送付し、スマートフォンで受け取ることができる仕組みを講じています。

これにより、場所や時間を問わず、住民が所有するスマートフォンから、常時大切な情報を取得することが可能となることに加え、郵便物とは異なり、紛失や誤廃棄がなくなるほか、郵送コストの削減や、紙媒体の使用減少による環境負荷の軽減が期待されています。

しかしながら一方では、DXの活用に当たっては、住民の中でも得手不得手があるため、現時点では郵便物を100パーセントデジタル化することは困難であり、デジタルとアナログを併用することによる職員の事務負担の増加が課題として挙げられます。

町では、スマートポストを導入することで、郵送経費やそれに付随する経費の削減も期待できるものと考えますが、DXを活用した郵送に代わる他のサービスを含め、経費削減や職員の負担軽減を念頭に置きつつ、住民の皆さんに対して安全性を確保した上で、確実かつ迅速な情報伝達手段の在り方を検討するとともに、デジタル庁が示す、処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方を踏まえ、先進的な自治体の取組状況等も参考にしながら制度を研究し、行政サービスの質の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 ありがとうございます。

1点目の自治体DXです。

各質問の項目を一つ一つやっていくと、私の持ち時間がとてもではないけれども足りないので、ある程度選別した中での質問ということになろうかと思います。

1点目の全体方針、またスケジュールというものをお聞きしました。そういった中で、まだ本年度中の策定を目指しているという、全体方針などの回答がありました。またスケジュールも、今いろいろな、短期、中期、長期といった中での位置づけも考えていった中で、現時点でのスケジュールは定まっていないというのですけれども、まず全体方針、物事を始めるときに、特にデジタル化というより、1か所だけではない、厚岸町全体でも進めていかなければならないといったものの中では、求むべき将来的な姿を全体像として、役場内だけではなく、私たち住民にも大きく知らしめていく必要があると思います。

本年度中の策定を目指しているといった中では、一体どのような形の中で全体方針の策定がされまして、それをどのような形で町民に示していく考えなのか、これについてお伺いいたします。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 町におけるDXの推進方針につきましては、答弁にありますとおり現在作成中であります、その基本方針の中でも明確な方針というか、そういった部分を、もう示す予定で考えております。

具体的には、まだこれというものは、今検討中でございますが、ただ、基本的には行政サービスの向上と行政の業務改善効率化、こういったところを主な柱として、それぞれに応じた具体的な取組だとかを盛り込んでいきたいと考えております。

基本的には、国が示す基本方針ですとか重点計画、そういうものを踏まえつつ、今申し上げました2点についてを柱とした取組と考えております。

町民への周知につきましては、こういったことを策定する上で、その内容について、当然住民サービスにも関わってくる部分も多くございますので、その辺は広報紙ですとかホームページ等を通じながら、推進方針の内容については周知を図ってまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 住民サービスにも大きく関わってくることなのです。ですから全体計画を策定する中では、やはり住民も、先ほど6月からの府内組織とかもあるのですけれども、ワーキンググループなどの中にも、住民も入れた中で、サービスを受ける側がどうなのだという、そういう視点も必要ではないかと思いますので、そこら辺も今後の

中で検討してもらいたいと思います。

どんどん飛ばしていきます。続いて、情報システムの標準化、共通化です。

国が示しております基幹的業務20業務のうち、町が行うべき18業務についてということでございました。

これは、来年度中に全部移行されるのですよね。それは、もう確実にできることとして踏まえていいのでしょうか。それとも、18業務のうち何業務は来年できるけれども、また何業務はその翌年度まで回ってしまうとかという、そういう可能性がないのかどうなのかというのは、どうなのでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） まず、基本方針の住民に関してですけれども、住民へのアンケートですとか、そういったことも考えながら、住民の意向の把握にも努めてまいりたいと考えております。

標準化の件でございますが、現時点では令和7年度中にこの18業務、全てのシステムについて移行する予定で進めております。現状では若干遅れている部分もあるのですけれども、令和7年度中の移行ということで予定しております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 次に飛ばせていただきまして、A I、R P Aということで、生成A Iを活用したシステムの試験導入について検討を行っている。実際に、もう既に北海道とかが導入して、実施している自治体というのは当然あるわけなのですけれども、そういった中で、まだ試験、本格導入ではなくて、その前の試験の導入に際しても検討を行っているというのであれば、あまりにも遅いのではないかと心配になるのですけれども、いろいろと懸念される部分というのも確かにあるとは思うのです、特に生成A Iに関して言うと。ただ、かと言っても、既に北海道なりでは、2年前ぐらいから検討をした中で、確か本年度から実施しているようですから、もっと町としても積極的な、メリットというものは十分理解していると思うのです。ですから、ここら辺については試験導入だけではなくて、本格的な導入にまで向けた中で検討を進めてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ご質問者のおっしゃいますとおり、他の自治体では早くから、試験導入から本格導入ということで進められているところも多々ございます。おっしゃるとおり、厚岸町としては遅れている状況にあるのかとは思う一方、先進的に使われているところに担当者が伺って、お話を聞いたりして、実際にこういうことに活用しているというお話をいただいております。

A Iをどういったものに、現に厚岸町が行っている業務において、活用をどのように

にできるかという部分で、ちょっと細かく考えていくとなかなか、文字起こしですとか会議録起こしという部分では、部分的にそちら側だけ進めていくということも可能でございますし、全体的に入れていくとなると、どういうふうに活用していくかというところも、担当者としてもちょっと悩んでいたところもありまして、導入が進んでいなかったという実態もございます。

ただ、いろいろなA Iもありますので、その検討も含めて、入れてみて、入力した情報が外に記録されないようなものを選ぶですか、そういったことも含めて検討を進めていって、本格導入に向けていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。

テレワークについては、現在のところ、導入に対して効果が期待できないといった中で現在に至っているといった中で、ただ、当然これだって、では100パーセントやらないとは言えないわけでもあるだろうし、また将来的なことを考えていったときは、やはり、やれる業務というもの、確かにあると思うのです。全体としては、確かにテレワークに向かない業務というのも多々あるのですけれども、十分できる業務もある。

働き方の多様性や、いろいろな人的資源の問題なども考えたときには、単にテレワークが行政には向かないのだと言って切り捨てるのではなくて、これもしっかりと頭の中に入れた中で、やれるもの、取り組めるもの、携われるものを絞っていった中で、幾つか試験的にもやっていくというのも私は必要だと思うのですけれども、実際に既に導入している自治体、全部が導入しているわけではなくて、幾つかの業務の中で導入している自治体も実際にはあるわけですから、そういうものを参考にした中で、厚岸町に置き換えていった中で、ぜひともテレワークも今後の中では進めていってほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 職員の勤務の関係になりますので、私から。

今、議員がおっしゃっていただいたとおり、私どもも、できること、できないこと、今まで考えてきました。1回目の答弁にもあるように、どういう仕事だったらできるだろう、できないのだろう。

今デジタル化されて、紙ベースではなくて、紙ベースで来ているものと、ちょっと資料として使えないといふとかというのもあるので、今は大体それがメールで来て、それがデジタル化されているとか、そういうのが進んでいくと外でできる業務も増えてくるかと思います。

やはり働き方改革ということもありまして、子育てですか、介護ですか、そういう方のためにも、柔軟な働き方をするには、テレワークは必要なことかと思いますので、今後どういったことに使えるか、使えないと整理しながら、仕組みが変わつ

ていくのに合わせながら、考えていきたいと思います。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 続いて、人材の確保といった中でお伺いします。

答弁の中でも、人材育成、また人材が必要なのだという答弁が何か所か出てきます。

私の年代と言ったら語弊はあるのかもしれませんけれども、やはり私もアナログな人間ですから、やはり一邊にデジタル的にこうだと言われても、ぱっと、ああそうか何て言ってすぐに携われるようにも、慣れるというものでもないとは思うのですけれども、だからなおさら外部人材や、それら専門的な知識を持った人材の確保が必要だと思います。

国の方創生人材支援制度を利用して、現在デジタル専門人材の派遣を申請しているといった中ですけれども、この人方の身分的なものは、当然、国の公務員としての人方が派遣されるのか、それとも一般企業の人方が派遣されて、国からの任命に基づいて派遣されてくるのかというような、ちょっと私も地方創生人材支援制度というものが、よく理解していなかったので分からぬのですけれども、申請して、これは確実に、例えば来られるとしたら、早い段階ではいつぐらいという形になるのでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 地方創生人材支援制度につきまして、その人材につきましては、国家公務員のほか大学研究者ですか、そのほか民間の専門人材、そういったところが国の制度を通じて、市町村、地方自治体に派遣されるという制度になっておりまして、そうした方々の身分につきましては、活動される自治体の職員という身分になるということでございます。

厚岸町といたしましては非常勤職員ということで、常勤ではなく非常勤で、ずっと勤務していただくのではなくて、週に1回ですか2回ですか、スポット的な、あるいは1か月分をまとめて1週間来てもらうとか、柔軟な運用もできるようすで、そういったことで活用していきたいと考えております。

時期につきましては、ただいま申請中で、これから国の制度に登録している人材の有する派遣元、そことのマッチングといいますか、協議が進められる予定となっておりまして、新年度、早ければ春から来ていただけることになっております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 人材派遣については分かりました。

町独自でデジタルに精通した職員、人材を採用、そういうものは考えられないのでしょうか。

例えば、では誰がいいのかって、いろいろあるとは思うのですけれども、独立行政法人などが行っています基本情報技術者試験とかＩＴストラテジスト試験、また情報処理安全確保支援士試験、そういうデジタル関係の、ある程度、国家資格ではないけれども独立行政法人が行っている試験というものもあります。例えばそういうものを、試験として合格した人を人材募集という、こちら人材派遣というものもあって、それで賄えればいいのでしょうかけれども、そうではない中では自前の職員というのも、やはり今後はデジタル化の中では必要ではないかと思うのですけれども、こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 質問者のおっしゃいますとおり、そういう人材というのは必要であるという認識を当然持っております。

7年度から始める非常勤職員での外部人材の活用、これをしながら、職員自身のデジタル技術の底上げも図りつつ、そういうもので賄えないような状況も出てくるようでしたら有資格者の採用ですとか、その検討ですとか、有資格者というか、民間でのデジタル人材を採用するという動きもございますので、諸々の制度等の活用も踏まえて、人材確保につきましては、当然これから必要になってきます。

町職員も、デジタルの得意な若い世代の方々がどんどん増えてくるということもございますので、そういう状況も鑑みながら、そういう活用についても検討していくたいと考えております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 若干戻って、タブレットＰＣの普及、利活用という中で、厚岸町議会、既に3年ほど前に、議会のペーパーレス化といった中で、タブレットＰＣの導入について議員の中での共通認識を持った中で、今後、行政側でタブレットＰＣを持った場合についての協力をしていくという話をしてあったと思います。

なかなか財源的な問題もあって、おいそれと進んでいないのが現状なのですけれども、今後は、職員一人一人が持つ、また私たち議員も一人一人が持つような形の中で、こうやって紙を持って、私どもがそちらと向かって議論をするというのは、どんどん減っていくと思うのです。

タブレットＰＣ、確かに5から7年くらいで更新をしなければならないという問題はあるのかもしれませんけれども、ただ、業務改善や、また経費の低減も考えていくときには、今後はやはりやっていくということを考えてほしいと思います。

今すぐにとは言いません。ただ、今後デジタルの全体計画を示した中で、厚岸町がデジタル化といった中で、どういうデジタルの社会をつくっていくのだという中では、やはりそういうところも見逃さずに取り組んでいっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） タブレットPCにつきましては、現在進めております基本方針の策定の中での具体的な個別の取組の検討において、当然入ってくる分野でもございます。

ペーパーレス等につきましては、全国的にも進んでいる状況もありますので、ここ検討という部分は、当然避けては通れないとは思っておりますので、ただ、その前提となる環境というのも大変課題が多く、条例、例規の整備から始まって、既存の紙ベースの資料をどうするかですか、保管をどうするか、そういった文書管理に関する課題とかもございますが、そういったことも踏まえながら、全体的なデジタル化の検討の中の一つとして、タブレット端末を活用したペーパーレスですか、そういったことについて検討を進めてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 5年後ないし10年後において、厚岸町が、管内はもとより北海道、ましてや日本国内を見ても、デジタル的に後進地域だと揶揄されないように形の中で、ぜひともしっかりととした着実な足踏みの中、デジタル化に対して取り組んでいっていただきたいと思います。

2点目についてお伺いをいたします。町の通信運搬費についてです。

資料を要求しまして、ありがとうございました。

総額で、一般会計、特別会計、企業会計も含めて1,322万4,000円のところが、1,610万7,000円ということで、影響額が288万3,000円、ものがかかるのだよと。

令和6年、単年度は10月からの値上げなので、当然これだけの金額にはならないとは思うので、あくまでも、これが令和7年度の当初予算の金額となるような形のものだとは理解しています。

ただ、計算したら大体20パーセント、全体で22パーセントぐらいという中でなっているので、郵便料金が3割だといっても、当然、重量別のいろいろな郵便物があって、その中で値上げがそれぞれ違うので、30パーセントという質問をしたのですけれども、そうではないものもあるし、また区内特別といった中で、100通以上のものであれば割引、郵便料がかかるというものだというふうには、資料として理解をいたしました。

ただ、やはり今までやっていたやつよりも、単年で約288万円ほど増えていくといった中で、では、今回の郵便料金の値上げというのが、今回で終わるのかというと、調べてみるとなかなかそうもいかないというのが、実際、日本郵便の業務報告の中でも見えるのですけれども、令和5年度の日本郵便、91億9,000万円の赤字といった中で、本年度は10月からの赤字、値上げもあって40億9,000万円の赤字で済んでも、来年は、とりあえず6億7,000万円ほど黒字になる。ただ、その後また赤字になっていくのです、日本郵便って。ですから、今回3割上げたから、もうしばらく大丈夫だと決して言えないのが郵便業務だと思います。

ましてや今回、区内特別というものが、今回値上げしていないのですけれども、当然、今度はそういった今回触らなかったところも、今度は見直しというものがかかると思います。そういう中では、ますます郵送料が高コスト化していくのが目に見えているわけであります。

そういう中で、一つ行政文書を発送するといった中でも、高コスト化だけではなくて、当然、文書を発送するときには紙を印刷して、紙を折って、封筒の中に封入してといった中で、それを全部職員が手仕事でやるわけです。そういう手間、また、そういう手間と高い金額をかけて郵送したにも関わらず、町民に届いて、では実際に町民がその郵送物を見ているのかという話、確実に見ているかどうかというのは、送ったほうは送っただけで十分満足しているのですけれども、町民側が見ているかどうかというのは、行政側からは全然分からぬよ。私も大変申し訳ないけど、例えば会議案内とか来ても埋もれてしまって、今度こんな会議があるのといったものを、後からになって、文書、あれどこにあったかなとか言って探すようになって、そういう形の中で、町民も行政側から来た文書を確実に見ているとは言えないものだと思います。行政からの郵便物というのは、一方向だけにしかならないという課題も、これはもともとと言われていた課題かなと思います。それに加えて、今回の郵便物のコスト増を考えたときには、もうやはり、やめられるところをやめていったほうがいいのではないかと、私は極端に思います。

例えば、実際にごみの料金なども口座振替でやっていますけれども、最後には必ず、納付しましたというやつを、確実に最後には各世帯に送られてきているのが現状だと思うのですけれども、例えばああいうものも、もうやめてしまって、それこそスマートポストとか、そういう中で、こうやってなっていますよというふうにやれば、それだけでも大分、経費的にも落ちるといった中でも、あると思うのです。何か、やはりもう、率先してやってほしいと思います。

デンマークでは、海外のことを言って大変申し訳ないのですけれども、デンマークは、もう既に国からの通知や行政からの通知の94パーセントがデジタルポストを利用しているという中で、デンマークが一番このデジタルポスト化が進んでいると言われているのですけれども、先ほどの質問のDXの中でも当然出てくるのですけれども、例えば、申請します、報告については、例えばLINEのようなアプリでもいいですから、そういうもので通知しますということを、申請した本人から承諾を得るとか、そういうような、最初は必要かもしれませんけれども、そういうものをやった上でもやれば、結構な額の行政通知を省くことは、まずできるのではないかと思います。

税の納付書や何かは、確かに納付書でもって納めるという行為が必要ですから、それには当てはまりませんけれども、領収書関係とか行政からの通知文書について、やれる人、デジタルポストをやってくれる人を受け付けることによって、進めることは幾らでも可能だと思うのです。

これだけだんだん、例えば、住民に300円の領収書を郵送しますといったときに110円もかかってしまったなら、ただ、その110円を上乗せして手数料を取っているわけではないですから、どんどん行政経費が上がっていくことを考えたときには、やはり考えなければならないと思います。

積極的にやって、先ほど後進の町にならないようにと言いましたけれども、厚岸町がぜひとも、これの中で、先進的な役割といった中での、先進的な取組がやれる町となってほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 郵便の関係、総務課がまとめていますので、私からお答えさせていただきます。

議員からのご質問をいただきまして、スマートポスト、デジタルポストを調べていく中では、議員が今おっしゃいました、疑問になるような、解決されるところ、職員の負担軽減ですとか、そういうものが解決できるというのは、私どももよく分かりました。

導入している市のところ、ほかのところに聞いたときも、この専用のアプリがあるので、それをどれだけ入れてもらえるかということから始まるということなので、手法としては大変いいことだとは思います。

ただ、受ける側が、最初の答弁でもありました、受ける側がスマートフォン、そういうものを持っていないですとか、使えないですとかということもありますので、あとは、この場合だとマイナンバーカード、それで、あくまでも受けるほうの個人を全部特定して、自分の受けるポストみたいなのを作ることになりますので、そこら辺も、皆持っているかどうかというのも課題にはなってくるとは思うのですけれども、状況ですね、こればかりではなくて、郵送料を下げる方法、それも考えながら、今後、考えていきたいと思います。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 ぜひともお願いをいたします。日本郵便だけに頼っていては、行政事務のコストがかかりすぎてしまうと思いますので、いつまでも、今までやっていたからいいというものではなくて、どんどん、先ほどのDX化でもううですけれども、足踏みを止めることなく着実に進めていってほしい、できることから、まず少しづつやっていってほしいと思います。

デジタルポスト化といった中では、厚岸町が先進的な位置づけの中で進んでいくことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

●議長（大野議員） 以上で、堀議員の一般質問を終わります。

次に、11番、杉田議員の一般質問を行います。

11番、杉田議員。

●杉田議員 第4回定例会にあたりまして、質問通告書に基づいて質問させていただきます。

初めに、部活動の地域移行についてでございます。

学校における部活動は、子どもたちの成長段階における心身の鍛錬や、スポーツや文化芸術に親しむほか、他の学年の生徒や他の学校の生徒との交流など、欠かせない教育環境の一つだと思います。どんなに人口減少や少子化が進み、将来的に、仮に学校の統廃合などが議論されるような場合であっても、衰退させてはならない活動であります。

一方で部活動は、現在、一部父兄の皆さんや地域の方々にご助力をいただいておりますが、これまで長く、その多くを教職員の皆さんに頼ってきたというのが現実かと思います。

教職員の皆さんにとっては、本来の授業やクラス担任の仕事などに加えての部活動の指導ですから、働き方改革の面からも、あるいは、いじめや不登校など、他の課題に対応しなければならないといった面からも、着実にこの部活動の地域移行を進めていかなければならぬと考えております。

そういった中で、滝川教育長はじめ教育委員会の皆さんのご尽力もあり、少しずつ着実に地域移行が進められているものと感じております。私自身も地域移行の検討協議会に参加させていただいておりまして、この場で質問させていただくことは大変恐縮ではございますが、町民皆様に広くご認識をいただきたい思いで、あえて何点か質問をさせていただきたいと思います。

地域移行の準備は、進めていくほど様々な課題が出てくる、手探り、試行錯誤の状態であろうかと思いますが、必ずや軌道に乗せたい。私自身も、微力ながら積極的に参画させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

そこで、質問通告書のとおり質問させていただきます。

部活動の地域移行について。

(1) 文部科学省は、令和5年から令和7年までの3年間を改革推進期間として定め、厚岸町においても学校部活動の地域移行を段階的に進め、およそ1年が経過しておりますが、次の事項について伺います。

ア、厚岸町における現在の進捗状況。

イ、今後の予定。

ウ、その課題について。

2点目につきまして、防災士資格の取得支援についてでございます。

地震や津波など、自然災害に対する対策といいますと耐震性の高い建物、あるいは高所への建設や防波堤の設置、土砂崩れ対策、避難所など、施設の設置や構築物の建設などが公的な対策としてなされます。

厚岸町においても、各避難所の設置など、検討段階も含めて建物の耐震化や建て替えなどが進められ、また防災交流センターの建設など、着実に防災対策が進められているものと思います。

また、防災訓練などは実際の災害を想定したものであり、発災後における対応の訓練も含めて非常に有用なものであると認識しておりますし、今後も継続して実施していただきたいと思います。

一方で、これら公助には限界があります。町民一人一人が現実に災害に遭遇する際

は、必ずしも訓練と同じ時間や同じ場所にいるとは限りません。家族と一緒にいるのか、出勤途中なのか、仕事中なのか、就寝中なのか、食料は十分か、防寒対策は整っているか、暖房の燃料、非常用の電源などは整っているかなど、様々な状況に個々の判断で即応する必要性があります。

共助という意味においても、例えばけが人が出た場合、自ら助けに行くことはできるか、応援を呼ぶことができるかなど、被害を最小限に抑える意識、知識が必要です。

私は、災害に対しては公助の充実とともに、まずは自助、共助の意識、一人一人の知識を今以上に養う必要性があると考えております。

北海道で創設された地域防災マスターの講習会が、お隣の釧路町において開催されたという記事も、先日の新聞に掲載されておりましたが、防災士という資格、民間資格であります。自助、共助の知識、意識向上という意味において、非常に有効であると考えております。

そこで、次のとおり質問させていただきます。

(1) 防災士制度は、平成7年に発生した阪神淡路大震災を教訓に発足した民間資格制度であります。

厚岸町では、各避難所等の設置や防災訓練の実施など、広く防災対策がなされているものと認められるが、個々人の防災意識、知識の維持向上の一助となる防災士資格について、町の認識をお伺いいたします。

アとして、防災士資格の意義について。

イ、資格取得までの概要と個人負担経費につきまして、お伺いいたします。

以上、質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 11番、杉田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問については、後ほど教育長から答弁があります。

私からは、2点目の防災士資格の取得支援について、お答えをいたします。

初めに、アの防災士資格の意義についてであります。防災士制度は、自助、共助による地域防災力の向上を図るために創設された制度で、全国の地方自治体などでは防災士養成の取組が進められており、各地域の自主防災組織や事業所等で活躍の動きが広がっております。

町としては、行政による公助が及ばない大規模災害時においては、地域内での防災力の担い手としての活躍を期待する一方で、平時においては防災啓発活動のほか、行政と地域住民とのパイプ役としての役割などにも高い期待を寄せていることから、防災士の方々と連携を図りながら、防災行政を取り組んでいく必要があるものと考えております。

また、これまで防災士の資格を取得していても、それを生かせる活動の場が十分になかったことを踏まえ、先日、保健福祉課において開催した防災福祉のまちづくり町民意見交換会に、町の防災施策を検討するに当たり、防災士数名のご参加をいただ

いたところであります。

今後は、活動の場の提供や防災士制度の周知など、防災士の役割の向上を図り、資格取得の意義を高めていくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、イの資格取得までの概要と個人負担経費についてであります、防災士資格の取得までは、主に三つのステップがあります。

初めに、日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修講座を受講し、受講履修証を取得します。

次に、防災士資格取得試験を受験し、合格し、最後に救急救命講習を受講し、修了証を取得することで防災士の認証登録申請が可能となり、日本防災士機構認証委員会の資格審査を経て、資格を取得することとなります。

必要な費用は、資格取得試験受験料が3,000円、資格認証登録料が5,000円、研修講座受講料は研修期間により異なりますが、全国各地で研修を開催している防災士研修センターでは5万5,800円で、合計6万3,800円となり、これに加えて、救急救命講習の受講が有料の場合は、その費用が加算されることとなります。

当町では、個人への助成制度ではありませんが、自主防災組織や自治会の防災部等の防災活動に対して交付する自主防災活動活発化事業補助金で、各地域の防災分野における人材育成を目的に、防災士等の資格取得に必要な費用のうち5万円を限度に補助できることとしており、これまでに1名がこれを活用し、資格取得をされております。

私からは以上でございます。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、1点目の部活動の地域移行についてお答えいたします。

初めに、（1）アの厚岸町における現在の進捗状況についてであります、令和5年度においてアンケート調査や研修会を実施し、厚岸町部活動地域移行検討協議会において協議を重ねてまいりました。

令和6年6月には、持続可能な生涯学習、生涯スポーツの環境整備を目指し、厚岸総合クラブJ O Yを設置し、国が実施する部活動地域移行実証事業を受託した上で、まずは陸上部と吹奏楽部の休日における活動について、地域移行を開始したところであります。

既に両活動とも、休日は地域指導者の下、練習や大会等にも参加しているところであります、休日の練習についても、真龍中学校のグラウンドや校舎内において練習ができるよう、11月からは土曜日に施設管理人を配置し、学校職員が不在であっても活動ができる体制を整備したところであります。

そのほか、10月からは指導者確保を目的として、サポートーバンクを開設したところであります。

次に、イの今後の予定についてであります、令和7年度には全ての部活動の休日活動を地域に移行させ、令和8年度には一部の部活動において平日を含めた完全移

行、そして令和9年度以降、全ての部活動の平日を含めた完全移行を目指して取り組んでいるところでございます。

なお、今年度中の取組として、学校や地域指導者との協議、部活動地域移行検討協議会や厚岸総合クラブJ O Yにおいて課題解決に向けた議論を進め、令和7年2月には保護者説明会を開催する予定であります。

次に、ウの課題についてであります、主な課題といたしましては、地域移行する上で必要となってくる地域指導者の確保と子どもの移送手段の確保、そして財源の確保と考えております。

指導者の確保については、先ほど申し上げたサポーターバンクを活用して指導者を募るほか、少年団指導者など、指導可能な方の情報があれば随時協議を行うことを考えております。

子どもの移送手段の確保については、教育委員会で所管するバスを活用するなど、その方策を検討し、子どもたちを大会、会場等に移送できるよう調整を図ってまいります。

財源の確保につきましては、今年度と令和7年度においては、国の実証事業を受託し、一定の財源は確保できる予定であります。実証事業終了となる令和8年度以降についても、持続可能な活動を目指すため、令和7年度中において、町としての負担や企業からの寄付金、協賛金のほか、厚岸総合クラブJ O Yへの入会者から会費をいただくことも想定されます。

それぞれの負担額がどの程度になるか検討の上、入会者である児童生徒の保護者から理解が得られるよう、十分な説明を行ってまいります。

●議長（大野議員） 11番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

部活動の地域移行について、2回目、質問させていただきたいと思います。

細部に関しましては、今、教育長からご説明いただいたとおりだと思いますので、また今後の協議会、あるいは実際に進めながらクリアしていくべきよろしいかと思いますので、ここでは私が思う大きな2点についてお伺いしたいと思います。

まずは指導者の、今ご説明もあったのですが、指導者の選定、指導の在り方について、今の段階での確認をさせていただきたいと思います。

サポーターバンク、指導者バンクというのですか、人材バンクという言い方でいいのでしょうか、そちらを広くホームページあるいは広報紙、その他、もしお願いできるのであれば新聞等もご協力いただいて、広く周知いただければと思います。

これは教育委員会だけの問題ではなくて、町全体、広くまちづくりの一環としての組織であり施策だと思いますので、全総力を挙げて進めていただきたいと思います。

指導者を選定する上で特に求められる資質について、例えば、サッカーであれば、サッカーに関わっていたとかということになるのだとは思うのですが、選定される指導者の資質についてお伺いしたいと思います。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（車塚課長） 私から最初に、周知のお話、1点目あったかと思います。

今、指導者の募集ということでサポーターバンク、募集の案内をしているところです。広報誌にも出させていただきまして、各児童生徒にも配布しているところでございます。また、今年の10月にサポーターバンクの募集を開始した際には、報道機関にも出させていただきまして、広く周知に努めているところです。

今後も、先ほど教育長の説明の中にもありましたとおり保護者への説明会、そういうときにも事あるごとに周知していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

もう一つ、指導者の資質といいますか、今回、指導者を募っている基準なのですが、今、指導者として各少年団活動に携わっている指導者であったり、文化の面ですと、吹奏楽等を指導している団体の代表の方、こういう既に指導者として実績がある方であったり経験者の方にお声がけをして、そういうスキルがあったとしても、実際に対応できるかというところもございますので、そういうところも、我々担当と指導者候補の方と協議をしながら進めているという段階でございます。

よろしくお願いします。

●議長（大野議員） 11番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

次に、指導の在り方といいますか、方向性というものなのですけれども、例えばスポーツであれば勝利優先主義、勝敗のあるものであれば勝利優先主義なのか、文化系においても上位入賞することを目指していくのか、要するに、勝利、優勝といったものをを目指していくのか、あるいは厚岸総合クラブJ O Yの名のとおり、楽しみながら交流することを主願に、主体を持っていく指導の在り方を目指すのか、まず、その辺についてお伺いしたいです。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（車塚課長） ただいまのご質問にお答えするのですが、昨年度、この部活の地域移行をするに当たって、実際に活動する児童生徒、保護者の方、そして学校の先生方へのアンケートを取った経緯がございます。

その中の経緯としましても、回答の中で高かったところが、人間関係を構築していくのにいいのではないかという部分と、スポーツの楽しみを身につけるということ、そしてまた、今おっしゃられたように、やはり試合に勝つと喜びとかというところで、そういうところを総体的に、アンケート結果も踏まえまして、やはりスポーツに親しむ機会を持たせてあげるということが第一義かと思っております。

この総合クラブJ O Yを立ち上げる前提としましても、このままいきますと児童生徒数も少なくなつて、部活動であつたりスポーツ文化に親しむ機会が失われていく

を防ぎたいという思いがありますので、そういう点に注視しながら進めていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 11番、杉田議員。

●杉田議員 小さな子どもたちに特に設定されているのだと思うのですけれども、例えばサッカークラブに所属したから、ほかの競技はやらないよねという話ではないのかな。野球もたまにやってみようよとか、陸上もやってみようよというような、いろいろなレクリエーションというのですか、いろいろなものを体験できるようなクラブであつたらいいなと僕は個人的には思っていますので、その辺は保護者の方々と協議されながら進めていただきたいと思います。

今、楽しみながらということを主眼に、主体に置いてもらうとして、その中で例えば突出して才能が、能力がある方がいらっしゃれば、オリンピック級の方が生まれれば、またいいことだと思いますので、それはそれで、そのときに考えていただければいいかと思います。

次に、会費についてお伺いしたいと思います。

特に、この厚岸総合クラブＪＯＹは、小さな子どもから大人まで、生涯を通してのクラブかと思うのですが、特に部活動の地域移行ということから考えますと、特に子どもたちの個人の会費の無料化、無償化を求めます。今、まだ確定したものではないと思うのですが、今後検討されていくものだとは思うのですが、大人たちの半分趣味と言うと怒られるかもしれないですけれども、趣味も兼ねての大人たちの文化、スポーツの会と違って、情操教育も含めての、子どもたちのこれまでの部活動が移行するのだと思いますので、できるならば無償化を求めたいと考えております。

まちづくりの一環ということであるならば、子どもたちの、個人生徒の受益者負担というのですか、そういう考えではないと思うのです。強いて受益者が誰だというならば、町全体が受益者であると、まちづくりの一環として行うのであれば、そのように僕は捉えるべきだと思います。ぜひ、まず中学生以下なのか高校生以下なのか、子どもたちからの会費の無償化をぜひ求めたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（車塚課長） 私から、会費のお話させていただきますと、今、どうしてもこのＪＯＹというものが動き出すと会費のお話、どうしてもここは課題として出てくる部分でございます。できるだけ、ＪＯＹに参加して入会していただく児童生徒の家庭に負担がないようにということで、ある一定の会費は必要になるかと思っております。

それに加えて、できるだけ会費の負担を軽くするためにも、幾つか我々も手立てがないかということで検討しているところでございます。クラウドファンディングや企業版ふるさと納税、そういうものも活用できないかというところで検討しております。

て、クラウドファンディングのほうは、いろいろとメリット、デメリット等もございまして、ちょっと活用するのが難しいという判断がございました。

その中で我々としましては、現在、企業版ふるさと納税、こちらを活用しまして、広くこの厚岸町の部活の地域移行、そして、この厚岸総合クラブ J O Y の活動に賛同いただける企業の方には、この企業版ふるさと納税で支えていただければということで、この10月にスタートを切っているところです。

厚岸町のホームページでの周知や、今後は内閣府の地方創生推進事務局で運営している納税のポータルサイト、そちらでも周知ができる形に進めているところでございます。

そして、そのほかにも、この活動に協賛していただける企業からも協賛金をいただけないかということで、そういう取組も投げかけ、募集もしていきたいと考えているところですので、ご理解いただければと思います。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私から、2点お話させてください。

1点目、指導者についてでした。

どういう条件で指導者を確保しているのかというお話だったと思思いますけれども、先ほど申しましたように、今まで経験がある方の知見というのはすごく大きくて、ぜひ地域でやって来られた方の力を借りようというのが主なベースになってきます。

ただ、私たちもいろいろ協議を重ねていく中で、例えば、この部活については指導者資格と審判資格がないと大会に出られませんんだとか、種目ごとによって違うのです。ですから、そういう一つ一つの種目に対して、どういう資格が必要なのかということを、条件をクリアしないと指導者もお願いできないということがだんだん分かつてきまして、今それらを精査しながら、どうやったら審判資格が取れるのか、指導者資格が取れるだろうかということ辺りも、今検討し始めているところです。

どなたでも自由に指導してくださいということではありませんので、しっかりと指導者の質の確保ということも、これから大切になってくるだろうということになります。

2点目、クラブの運営の財政面の部分についてなのですけれども、先月、252のB & Gの施設を有する教育長会議が東京がありました。そこに私も参加してきたのですけれども、そこの論議の中心は部活の地域移行です。

全国の自治体は、何に今、課題を持っているかというと、厚岸町と全く同じでした。一つ目、財政面。二つ目、指導者の確保。三つ目、生徒の移動手段。これが、本當にもうそれぞれが頭を悩ませていますけれども、でも、いろいろなことを通じながらやっていく。こうだよねという形は何かというと、これは、まちづくりの一環としてやっていかなければならぬのだと。ただ単に中学校の部活をぽいっと地域に移行させるのではなくて、これはそういう考えではうまくいかない。ではなくて、地域全体で考えていく。それは行政だけが考えていくのではなくて民間も、いろいろな人たちと手を携えて、生涯学習、生涯スポーツを、どうこの町で成立させていくのだ、そ

ういう考でないとうまくいかないだろうということを話されていました。

私もそうだと思いますし、それをもって今度、厚岸町で研修会を行いました。研修会の中でも、講師の方が同じことを話されていました。これから行うべきは、行政だけとか個人だけではなくて、民間の力も借りながら、この厚岸町の中での生涯学習、生涯スポーツをどう育てていくのか、そういう視点でお話していたのが、先ほど生涯学習課長が話されていたとおりですし、国や町の財政負担、個人の会費、民間の力を借りる、寄附や協賛金、そんなことを集めながら、これから持続可能な部活の地域移行、それは地域づくりということで、今、部活の地域移行から地域展開というふうに名前が変わります。私たちが一番最初からやっていた、地域でどう展開していくのかという発想に変わっていきますので、ぜひ地域展開という形で、これから部活動の地域移行を進めていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 11番、杉田議員。

●杉田議員 教育長、ありがとうございます。

十分理解するのですが、少子化が進んでいく中で、では子どもが減ったから、この会費も減りますよねというものではない。減るのだから、例えば、この野球クラブは8人しかいなくなってしまったのだからやめましょうというものではないと思うのです。例え8人であって、チーム成立しないであっても、野球、キヤッチボールであってもノックでもできるはずなのです。野球に関する練習というのは、できるはずだと考えています。

何が言いたいかといいますと、繰り返しになりますけれども、子どもたちの会費の無償化、無料化というものを、ぜひ念頭に、いろいろな、ふるさと納税等のご検討、模索していただきたいと考えています。

話を複雑にするつもりはないのですが、私は、この部活動の地域移行は、多くの町民の皆さんのが参画するものだと、施策だと思っておりますし、少しずつ多くの町民の皆さんに参画していただきたいと願っておりますし、今、教育長もおっしゃられたとおり、継続性のある組織になっていただきたいと思っております。

そういった中で、広く町民の皆さんに周知いただきたい、町全体での動きであるということを踏まえて、大変恐縮ではありますが、町長からも一言、部活動の地域移行について、一言で結構でございますので、部活動の地域移行、教育分野だけの問題ではないと思っております。一言、ご見解をお聞かせいただきたいと思っていたのですが、よろしくお願ひします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 地域移行につきましては、厚岸は先行的にやっているのではなかろうかと私は理解をいたしております。管内におきましても、こういう姿で進められているというのは厚岸町だけではないかと。

それぞれ皆さん、指導者で苦労しているようあります。そういう中で、今、2チ

ーム、指導者、尊い先生がおりまして指導いただいているということですが、今後とも教育委員会が中心となって努力いただければ、よりよいものができ上がってくるのではなかろうかと、厚岸町としても大きな期待を持っているところであります。

●議長（大野議員） 11番、杉田議員。

●杉田議員 町長、恐れ入ります、ありがとうございます。

この組織、活動、厚岸総合クラブ J O Y、厚岸町民全体で、町全体で支えていくものだと考えておりますし、また人口も減ってはいますが、僕は8,000人もいると思っています。この中で、指導者になるかどうかはまた置いておいて、サポーターとして、ボランティアスタッフとして、ご協力いただくことを求めることも必要だと思っております。

どうか、傍聴いただいている皆さんもそうですし、議員の皆さま介しても、広く町民の皆さまにご認識、ご理解をいただくよう、併せて議員の皆さんご自身も、昔スポーツをやっていたこともあるかと思いますし、職員の皆さんもそうだと思うのですけれども、今は指導はできないという方であってもサポーターであったり、単に、例えば練習場にいてもらうだけでも、何かと助かると思うのです。サポーター、ボランティアスタッフとして、ただただけでも助かると思いますので、広くご協力を、ご支援を求めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、防災士についてお伺いいたします。

防災士に期待される役割として、町長からのご答弁にもありましたけれども、災害発生時、公的支援が到着するまでの被害拡大の軽減、被災者支援の活動、平常時の防災意識の啓発、自助、共助活動の訓練などが挙げられております。

防災士、あるいは地域防災マスターの存在、増加は、公助と自助、共助を相互に補完するものだと思いますし、その町に防災士が多くいるということは、防災、減災の町としてのアピールにもつながり、町全体の防災意識の向上にもつながるものだと思います。

今回は、地域防災マスターもありますけれども、防災士に絞らせていただきたいと思いますけれども、町として防災士に対してどういった認識をお持ちなのか、まずは改めてお伺いしたいと思います。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 防災士の認識についてでございますが、町長からの答弁にもありましたとおり、公助が及ばない部分、自助、共助の部分で大きな役割を担っていただけるものであると認識しております。防災士の活動を通じて、地域の防災に対する意識醸成ですか、そういうものにもつながるものであろうと考えております。

ただ、資格を取得しただけではそういうことにはつながってまいりませんので、

この資格をいかに有効に活用して、地域の方々への意識醸成につなげていくか、どういった取組を行っていくかということが大変重要になってくるのではないかと思っておりますので、町長1回目の答弁にもありましたとおり、活動の場についても、どういったふうに町として行つていけるか検討しながら、いろいろ、防災意識醸成につながるような取組に結びつけていけたらと考えております。

●議長（大野議員） 11番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

必要な経費について、お伺いしたいと思います。

町長からのご答弁で、すみません、簡単に。各地域の防災分野における人材育成を目的に、防災士等の資格取得に必要な費用等のうち、5万円を限度に補助できることとしており、これについて、いま一度ご説明いただけます。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 町からの資格取得に対する支援についてでございますが、町が設けております、厚岸町自主防災組織活動活性化事業補助金交付規則というものがございます。これは平成27年に制度を創設しておりまして、この中で自主防災組織、あるいは防災活動を行う自治会が行う防災資機材の整備ですとか防災訓練などのソフト事業、そういうものに対して補助金を出しております。

この中のソフト事業として、防災訓練を行ったりですとか防災講演会を開催、あるいはそういうところに参加する経費に対して、上限を5万円として交付しておりますので、このソフト事業を活用して、地域の防災の役に立つ自主防災組織からの申請による防災士の資格取得、これについて助成をさせていただいておりますので、個人で資格を取得するということでは町の助成はないという現状にございますが、地域防災力の向上のために寄与していただけるということであれば、5万円を上限に助成しているというものになります。

●議長（大野議員） 11番、杉田議員。

●杉田議員 すみません、くどいようで申し訳ないです。

ちょっと分かりづらいのですけれども、個人への助成制度ではありませんが、今、室長ご説明いただいて、例えば、僕が防災士の資格を取りたいです、6万3,800円かかるのですけれども、そのうち、個人に対して助成制度がないということは、この5万円というのは受けられない。では、どうすれば僕は助成を受けられるのでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　あくまで地域の防災活動に資する取組についての助成となっておりますので、個人の資格取得のためだけに取るのであれば、助成の対象とはしておりません。

ですので、自主防災組織からの申請をいただきて、自主防災組織において、その方に防災士の資格を取っていただきて、その自主防災組織の活動に貢献していただくということを目的として、資格は個人の資格にはなりますけれども、そういう活動を行っていっていただくことでの自主防災組織に対しての補助金の交付ということになっております。

●議長（大野議員）　11番、杉田議員。

●杉田議員　例えば、僕、消防団員でもあります。消防団員としてではなくて、ちょっと自主防災組織、例えば自治会の誰かがということになると思うのですけれども、自治会全体、その辺がちょっと分かりづらい。すみません。

●議長（大野議員）　副町長。

●副町長（石塚副町長）　先ほどから危機対策室長が申し上げていますのは、厚岸町の自主防災組織を活発化させようという目的でこの補助金をつくって、27年に施行しているのですが、例えば、杉田議員が自分の所属している自治会をベースとした自主防災組織とか、自治会の防災部から、地域のために防災士を取ってくれということで、自主防災組織自体から町のほうに申請があった場合は5万円を限度として、その自主防災組織に対して助成いたしますという内容でございます。

個人で私が取りたいと手を挙げても、町のほうで個人の資格に対しての助成はしておりませんので、あくまでも、当時想定してつくっているのは、自治会をベースに自主防災組織をつくっていただきて、そこで自主防災の活動を活発化していただこうということで、資機材ですとかソフト事業、当時、日赤の講習とかいろいろなのがありました、そういうものにお金もかかるでしょうということで、そういう部分は5万円を限度に助成をしましょうということで、つくられた制度でございます。

よろしいでしょうか。

●議長（大野議員）　11番、杉田議員。

●杉田議員　本当に頭悪くて、ちょっと理解できないのですけれども、町長からのご答弁で、また繰り返しになりますけれども、当町では個人への助成制度ではありませんが、自主防災組織や自治会の防災部等の防災活動に対して交付する自主防災活動活発化事業補助金で、各地域の防災分野における人材育成を目的に、防災士等の資格取得に必要な費用のうち5万円を限度に補助できることとしており、これまでに1名がこれを活用し資格取得をされております。

資格取得のために、結局個人だと思うのですが、例えば自主防災組織、自治会に杉

田がいて、その人材育成を目的に防災士の資格を取りましたと、逆に、もう既に取りましたと。その助成で5万円を申請するということでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 資格を取ってから申請するものではなくて、事前に、今年度、自主防災組織、自治会の自主防災部として、こういった事業をやりますということに対して補助申請をしていただくものでございます。

その組織の中で、例えば誰ということはないのですが、1人防災士を育てたいということであれば、それは対象にできるということでございます。

●議長（大野議員） 11番、杉田議員。

●杉田議員 すみません、ありがとうございます、よく分かりました。

最後にいたしますけれども、自助、共助といえども、やはりその意識形成、知識向上の一助となるきっかけづくりを、今後とも広報誌、ホームページを通して進めていただきたいと思います。

これは、特定検診に似た、受診勧奨に似たところがあるかと思います。認識、知識を得た方は、ご自身の健康について改善しようとする、努力するものだと思います。自らの身の回りの防災、減災対策を見直す、改善する、そのきっかけの一つとして、防災士あるいは地域防災マスターについて、幅広くご周知いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） もともと地域の防災力を高めようということで創設した制度でございますので、そういった周知をして、活用をしていただければと考えております。

●議長（大野議員） 以上で、杉田議員の一般質問を終わります。

3時の休憩といたします。

再開は、午後3時半といたします。

午後2時55分休憩

午後3時30分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

次に、8番、石澤議員の一般質問を行います。

8番、石澤議員。

●石澤議員 通告書に従って、質問いたします。

最初に、空き家対策についてです。

空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正が行われ、令和5年12月に施行となり、基本的指針の変更が行われ、公表されました。

今回の改正の特徴として、周囲に悪影響を及ぼすこととなる前の段階から、空き家等の活用や適切な管理を確保することや、地域のまちづくりやコミュニティーの維持などがあります。

空き家バンク設置はどうなっていますか。

利活用の具体化はどうなっていますか。

空き家等の寄付受付事業を行ってはどうですか。

空き家除去に対しての補助件数を増やせないですか。

次に、訪問介護事業への支援についてです。

訪問介護の基本報酬が、身体介護、生活援助、通院乗降介助、全てにわたって2から3%引き下げられました。

訪問介護は地域介護の要であります。厳しい事業所の経営が、この引き下げによってさらに厳しくなっています。

訪問介護事業所が少しでも健全な事業を展開できるように、町独自の助成金を支給してはどうですか。

この助成金は、本町の介護を必要とする全ての町民の福祉向上につながると思いますが、どうですか。

最後に、いじめ、不登校についてです。

令和5年度に道内の学校で認知されたいじめの件数が、前年度から1万4,650件増え4万9,149件となり、2年連続で過去最多を更新したことが文科省の調査から分かりました。

厚岸町の実態は、どうなっていますか。

いじめの重大事態も、昨年度比1.4倍に増えているとの調査結果が出ています。本町では、重大事態や、それに近いいじめの実態はありませんか。

マスコミでは、いじめと併せて不登校、子供への虐待の実態も取り上げられています。不登校の人数も増加しているように感じるが、その後どうなっていますか。

不登校児童生徒について、その子の立場に立った取組が行われると思いますが、その後どうなっていますか。

保護者の不登校離職などが出ていると聞いています。支援を考えることが必要だと思いますが、どうですか。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の空き家対策についてのうち、（1）アの空き家バンク設置はどうなってい

るかについてですが、空き家バンクについては、令和4年4月から制度を開始し、今年度に入ってから2件の登録申請があり、そのうち1件が契約の成立に至っております。

次に、イの利活用の具体化はどうなっているかについてですが、空き家等の利活用については、空き家バンクの制度開始に合わせて、空き家バンクを利用して購入した空き家等の改修に対する支援制度を創設していますが、現在のところ利用実績はない状況にあります。

次に、ウの空き家等の寄付受付事業を行ってはどうかについてですが、空き家に限らず、所有者等の財産である土地や建物を、行政目的がない段階で寄付を受け付けることはありませんが、例えば、町が政策を推進する上で必要な要件を満たす土地に特定空き家等があり、所有者等からその土地と建物を寄付していただくことが、地域住民のみならず町全体の利益につながる場合など、空き家等の寄付が行政需要と一致する際には、空き家等対策協議会の意見等も踏まえながら、受付を検討することになると考えております。

次に、（2）の空き家除却に対する補助件数を増やせないかについてですが、空き家等の除却に対する支援制度については、令和3年4月から制度を開始し、令和3年度は5件分を当初予算に計上しましたが、申請件数が想定よりも多く、補正予算で10件分を追加し、対応したところあります。

また、令和4年度以降については、当初予算で20件を計上して対応しているところであり、町としては、これまでの申請実績や本制度に活用している国の補助金の配分状況、町の他の補助制度との兼ね合いも踏まえて、次年度以降も20件を継続していく考えであります。

続いて、2点目の訪問介護事業への支援についてですが、この度の報酬改定による訪問介護の基本報酬の引下げに係る現状と今後の課題について、町内事業者から聞き取りにより情報収集を行ったところ、報酬改定以前からの物価高騰により、経費がかさむことで収益の確保が困難なことのほか、介護人材が確保できることや利用者の減少など、課題が大きいとお聞きしております。

町としては、訪問介護事業への収支不足を補填する助成を行う予定はありませんが、訪問介護事業に限らず、介護人材の確保に関し、町独自の支援として、令和4年度以降に介護支援専門員の資格を取得し、町内事業所に就労した場合、本人と事業所に奨励金を支給する居宅ケアマネ人材確保奨励金のほか、新たに介護職に就労しようとしている方が資格取得の際に係る費用について助成金を支給する、介護資格取得費用助成金があり、これらの施策について町民や事業者に活用していただくため、制度の周知等に努めるとともに、効果的かつ実効性の高い施策について、事業者と引き続き協議していきたいと考えております。

私からは、以上であります。

3点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、3点目のいじめ、不登校についてお答えいたします。

初めに、（1）アの厚岸町の実態はについてであります、いじめ防止対策推進法において定められているいじめの定義は、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、インターネットを通じて行われるものも含む、心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとしております。

その定義を踏まえ、いじめとして認知した厚岸町の状況につきましては、令和4年度は小学校65件、中学校6件、令和5年度は小学校78件、中学校16件となっており、小学校において13件増加、中学校において10件増加となっております。

次に、イの本町におけるいじめの重大事態やそれに近しいじめの実態はについてであります、重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたものとなり、本町において、現在、そのような報告や相談はありませんが、重大事態はいつ発生するか分からぬものですので、教育委員会といたしましては、学校と連携して重大事態の未然防止に努めるとともに、重大事態が発生した場合に備え、日常から学校との連絡、報告体制の確立や、厚岸町いじめ防止対策専門委員会などの組織体制の整備に努めております。

次に、ウの本町における不登校児童生徒の人数はについてでありますが、現在、本町における不登校児童生徒の人数は、令和6年10月末現在で、小学校が5人、中学校が5人となっており、この人数は、令和5年度の同月と比較して、小学校が2人増加、中学校が6人減少しているという状況であります。

次に、エの不登校児童生徒に対する取組の状況はについてでありますが、学校においては、学級担任による家庭訪問や面談などを通した状況把握、オンライン授業による自宅での学習機会の保障や保健室登校、スクールカウンセラーによる心のケアなどの支援を継続して行っております。

教育委員会においては、学校に行くことができるが自分のクラスに入りづらい生徒を対象とした校内教育支援ルームと、家から出ることはできるが学校に行くことができない生徒を対象とした、町内教育支援センターの取組を行っております。

校内教育支援ルームについては、厚岸中学校を拠点として始めた取組が町内の小中学校に波及し、どの学校においても、校内の多目的教室等の別室を活用した取組が行われております。また、町内教育支援センターについては、10月に2回、11月に3回活用されております。

教育委員会といたしましては、この状況を踏まえ、さらにこの取組を充実させるよう、工夫、改善を図ってまいります。

次に、オの保護者の不登校離職を防ぐための支援が必要だと思うがについてであります、教育委員会といたしましては、保護者が一人で悩みを抱え込み、孤立することを防ぐため、保護者が相談を受ける体制や、スクールカウンセラーへの相談体制づくりを行っております。

今後もさらに相談体制の強化や、保護者が必要としている情報を提供できるようにするなど、保護者のサポートが行えるよう取組を進めてまいります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 空き家バンクについてです。

前から、2件くらいしかないという話を聞いていたのですけれども、空き家バンクの対象は、今のところ実績が増えないというのは、何か理由があるのでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、この空き家バンクでございますが、売りたい人、買いたい人のマッチングであります。

増えない理由といたしましては、私どもも解体の補助金申請の際には必ずお聞きしております。今の空き家が、壊すのはよろしいのですけれども、利活用ということを考えられないかどうかという、申請者にはお尋ねさせてはいただいているのですけれども、状況を見ますと、空き家バンクをやりますと、確かに売れればあれなのですが、売れないまま残っていて、その管理をしなければならないというのが残ってきます。といった中では、この申請を見る限りでは、今のところ空き家が活用できるかというのは厳しいところなのかなというところで、解体に至っているところでございます。

また増えない理由といたしましては、それぞれが、例えば建物はここにあるのですけれども、既に子どもさんだとか親が、もししくなくとも、子どもさんたちが地方に行って、その家のまま、そのまま物も置いてあるということで、例えば1年に何回か来て、その建物を管理しているという状況も、お話を聞いております。

また町といたしましても、この空き家バンクにつきましてはホームページ、また固定資産税の納付書を送る際には、ここの部分も入れて、空き家バンクの活用もということを周知はさせていただいているのですが、まだその部分の認識不足が、この件数につながっているのではないかと思っているところでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 やはり地方ということもあるのでしょうか。これが都会でしたら、結構空き家バンクの登録とかもあるのかもしれないのですけれども、今のところ利用実施がないということなのですけれども。

町の空き家の活用の中で、町がその空き家を所有者から借り受けて、そして10年間借り受けて、その間に住宅の中をリフォームして、そして住宅を貸してほしい人に貸し出すというような取組をやっている地域があるのですが、厚岸町の場合は町営住宅何かも満度にあるので、そういうようなことにはならないのでしょうか。その辺どう

ですか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず空き家バンクの、先ほど、件数がないというようなお話だったのですが、1回目の答弁にあるように、この令和5年度に1件、2件のうち1件が、空き家バンクで出た家をご購入されるという契約が成立しているというのと、もう1件が、つい最近、興味を持っていただいて、空き家も購入をして改修もするといった、今そういう動きもあるということで、売りたい方からのお話も聞いているところでございます。

空き家バンクの賃貸、全道でもやっているところがあります。中間住宅みたいな、やっているところがあるのですけれども、確かに公営住宅のほうは、今、満度には確かに入っていないということはあります。そういう中では、どちらかといいますと民間のものを活用して、住宅を改修して活用するというのも一つなのですけれども、今できれば、町にも収入が入ってきますので、公営住宅を活用するというのも一つの手かなというところでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 町営住宅がないところがありますよね。例えば太田とか。そういうところで空き家バンクが、そういうものがあったら、町の住宅として、これは高知県梼原町の話なのですけれども、空き家を、町が所有者から10年間無料で借り受けて、その間に台所、浴室、トイレなどの水回りを中心に整備をすると。そして移住希望者を募って、希望者には月1万5,000円から1万8,000円の家賃で貸し出すということです。改修費には、国の空き家対策総合支援事業を活用して、上限額は1件930万円の設定で、町と県が4分の1ずつ、残り半分を国が負担する形でやっている場所もあるのです。

そういうことで、地域に移住者が入ってきて、こここの移住者は3,200人余りなのですが、ここ10年間で200人の移住者が入ってきたという事例もあるのですけれども、その後10年ほどで町負担分の改修を終えたら、その後は、その所有者にまた返して、その人が引き続き貸すことを希望すれば、そのまま賃貸住宅で使えるというような取組をやっているところがあるのですが、こういうようなことはできないものなのでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

空き家の利活用につきましては、私たちも調べた中では、全国いろいろな活用の仕方もあります。そういう中で、議員がおっしゃる手だても一つの部分で、私たち

課でも、移住、定住の促進というのをやっています。

今、移住体験住宅ということで2棟を厚岸町でも備えて、お試し住宅ということで年間やっているのですが、そういった部分での移住施策にもつながっていくところはございます。

ただ建物が、どういった建物かというのも一つあるかと思っています。それと、その建物を管理する上で、町の負担がかかってくるかどうか。本当に、こちらの住宅の部分に対しての費用対効果ではないのですけれども、そういった全体的な効果、厚岸町にとって移住施策につながるかどうか、そこは完全に私たちも駄目とは思っておりません。ただ、施策の一つで、いろいろな考え方があつたりだと、いろいろなやり方がありますので、そういった中では、空き家の利活用というのも一つの研究の材料かなというところでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 もう、いろいろ考えていかなければいけないと思うので、考えていてほしいと思いますが、空き家の受付事業は、これを見ていたら無理なのだなと思ったのですけれども、空き家除去に対しての補助件数なのです。

今年は、もう4月で満杯でしたよね。4月でもう駄目という感じで。これは住宅だけではなくて、昆布を干す小屋とか、農家でいけば牛舎の解体とかというのも入ってくると思うのですけれども、これからこういうふうにして確保しないと、空き家を減らすために、放置したままにしておくと固定資産税が6倍になるとか、特定空き家の予備軍も対象にするという形になってくると、そういう意味で増えてくると思うのですよね。

現実に、今、高齢になってきたりする関係で、家族がいないので早く解体したいのだけれどもという声も聞くのですけれども、今これ聞くと20件を計上しているということだったのですが、できればこれは増やしてほしいと思うのですが、その辺は何とかならないものでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

空き家をそれぞれが管理する上で、この除却に対する理解をいただいて、申請をしていただいて、空き家を除却するという補助が20件、本当に、年度初めに出しますと、確かにすぐに締め切ってしまうという状況ではあります。

ただ、これにつきましては、今のところ、空き家の状況、これをやった場合には20件でとりあえず収まっているのですけれども、この締めた後、確かにお話というのは正直言ってあります。ただ、そうなった場合に、それをまた例えば補正予算で計上するだとかとなれば、もう加減がどこか分からなくなってしまいます。

いろいろ、厚岸町では空き家に限らず、例えば住宅リフォーム支援、40万円上限で年間20件というのもあります。いろいろな施策の補助金というのが、厚岸町では教育

から福祉から、いろいろな分野で補助金を予算化計上してやっている状況でございます。これを年間で増やしていくのではなくて、継続的に20件を毎年予算化できるように、この財源を確保しながら進めていくというのが、一番の私たちの思いだと思います。

国の補助金も2分の1が入っております。配分状況ももちろんありますので、できましたら、確かに増やすということも一番よろしいのですが、他の制度の補助金、これも併せて財源確保をしていかなければならないということですので、そこはご理解をいただければと思います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 そうすると、4月に用意ドンですよね。そういう感じになってしまいますよね。早い者勝ちという感じになるのですけれども、急にそういうことをしなければならなくなつた状態の人に対しては、どういうふうに説明するのか、4月までに締め切りりますみたいなことにはならないわけでしょう。町民はずっとやっていると思っていますから。だけれども、20件になつたら駄目ですと言わされたら、今年みたいに、もう4月でなくなつたのでみたいなことになつたら。

これから、もう向こうに行かなければならぬけれども、どうしましょうみたいなことに対しての、であれば来年度の予約ができるのか。それができるのならいいのですけれども、そういうことにはならないとすれば、そのときの対応で、そういうことができるのであればいいのですけれども、その辺はどうですか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

スタート、ドンということで、20件ということであるのですけれども、例えば、20件以上になつていった場合は、あくまでも優先的にするのは、今の家の状態だと思っております。これが、今すぐ解体しなければならない、それが優先的になりますと、それはそちらの家から優先的にはさせていただくということで、私たちは考えております。

この20件が締めた中で、その後出てきた場合なのですけれども、町内でも私たち、危ないところ、いろいろと町民からの情報だとかいただいたところは、毎年見て回っております。そういうのを見ていった、その建物に対しては、所有者に通知を出しております。そういう通知の中で、仮に本人がそういう通知をいただいて、今すぐそこの空き家を壊したいとなりますと、そこは私たちも検討はさせていただこうと思っています。

今どうしても危険な空き家、倒壊、恐れがあるというのであれば、そこはその通知に基づいた中で、本人がどういった選択はされるかもしれません、今回も1件あったのが、道外に対して、私たちの見た中で、危ないという空き家を管理をしていただきたいという通知を出させていただいて、道外から壊したいという方は来ておりまし

た。ただ、このときは締めさせていただいておりますので、来年の申請にしていただきたいというようなことを言っていただいて、本人も納得してお帰りになったという例もあります。

その家の状況にもよるのかと思うのですが、相談の体制は、受付はさせていただくのですが、予算上では、できましたらこの20件ということを継続してやっていきたいと思っておりまして、そこはご理解をいただければと思っております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 取り壊すときに、いろいろな書類が必要だと思うのですけれども、こういうものと、こういうものと、こういうものが必要ですというのも含めて、それこそ危険空き家で、取り壊してほしいというような連絡をするときは、こういう書類も必要ですというのも含めて、それも併せて通知していただければ助かるのではないかと思っています。

今回の例で言えば、壊さなければならぬ、だけれどもどんな書類があるのだということを、何回か行ったり来たりしているうちに20件埋まってしまったという話も聞いたものですから、そういうのも含めて、どういうものが必要なのか、空き家を壊すときの必要なものというのも一緒に通知する方法があれば助かると思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

ホームページにも載せさせていただいているのですけれども、役場の窓口に来た際には、申請書にも添付資料等のものを、どういったものにつける、またどういったものを用意していただきたいというのは、窓口ではさせてはいただいております。

できましたら電話でというよりは、よろしければ役場の窓口に来る、もしくは郵送でその書類を送らせて 대하여、分からなければ電話いただくだとか、また電話でいろいろなご相談をさせていただいたりだと、窓口に来て 대하여相談させていただければと思いますので、そういったような対応の仕方をさせていただいているということをございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 これからもいろいろあると思うのですが、すみません、もっといろいろ考えてください。お願いします。

次に移ります。訪問介護の支援体制です。

ケアマネの問題とか、人材の問題とかありますが、結局、この訪問介護報酬が下げられた時点で、黒字であるということから下げられたと思っていますが、それは大きな事業所で、建物の中で行ったり来たりして介護できるようなところであれば

いいのですけれども、ケアマネさんとかヘルパーさんとかが車で動かなければならぬという、何回も広い地域で、こういう地方であれば本当に大変なのだという話を聞きました。

補助金とかありますが、車のガソリンの支援何かもあったら助かると思うのですが、結構、今は高くなっていますので、その辺に対しての支援何かも考えられたらいいと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

厚岸町では訪問介護事業所、3事業所ありますと、知っているかと思いますが、社会福祉協議会、田中医院、それと1事業者、個人で行っている事業所の三つ、行っています。

今回の報酬改定で、全ての事業において報酬改定がプラス改定だったに関わらず、訪問介護事業だけについては、お話のとおりマイナス改定になっているということで、3月に同じようにご質問いただきて心配いたしましたので、今回、改めて事業所に聞き取りをさせていただきました。

今回はちょっと深く、収支の状況も差し障りない範囲でお聞きした状況の中では、実は社会福祉協議会、それから個人で行っているところも、今年度以前からプラス収支ではなくて、ちょっとマイナス傾向で行っている。なおかつ、報酬改定につきましては、影響はないとは言わないのですけれども、それ以前から状況的には変わっていない、マイナス収支で頑張っているという状況をお聞きしています。

同様に人材不足についても、むしろこちらのほうが課題としては大きいのですという話もお聞きしています。

単純に事業所支援というのが、なかなかスマートにいかないという事情があります。それは今回、報酬改定と事業収支を比較しているのですが、実は訪問介護事業所で行っている事業というのは複数ありますと、例えば介護保険の要介護の方の訪問介護、要支援の方の訪問介護、さらには自立の方の訪問介護、介護保険では賄えない窓ふきですとか草刈り、草むしりですとか、そういうことを行う、自立のヘルパーとよく言われますが、自立て料金設定を行ってサービスを行っている独自の事業。それから、二つの事業所は有償運送、運送も別に行っている。さらには障害の訪問介護と、もう一つにつきましては、現在、子育て支援としまして、片親ですとか障害等が対象になるのですけれども、子育てに不安のある家庭に子供の育児と家事支援を行う、そういう訪問介護も併せて事業として訪問介護事業所が行うという、複数の事業を行っていますので、介護保険の収支だけでは単純には見えないという状況もあります。

こういった経過から、以前から大きなプラスでの事業ではなくて、マイナス収支での事業収支となっているというお話を聞いております。

その中で、支援が必要なものがどういうものかというところもお聞きしたところでは、やはり人材の確保という部分、もう一つは就労に対して、事業所に支援ではなく

て、働き始める方に対して支援をしてもらえたと、そういう話もお聞きしたところです。

単純には、こういう事業所が独自の経営で、それぞれ介護保険ですか障害ですか、そういうルールの中で、収支を計算しながら運営するという部分について、独自で補助金ですか補填とかというのは、ほかのいろいろな事業を行っている中で、ここだけをやるということは、町としてはなかなか難しいと考えています。

ただ、今お話をいただきました、例えば燃料高騰等がずっと続いている中で、偏った負担が出てくるもの、そういうものをまた聞き取りしながら、必要なものを協議して検討していくということは考えていきたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひお願いしたいと思います。

いろいろ聞き取ってくれて、やはり事業所がいろいろやっている役割というのは、今、述べてもらいましたけれども、一人暮らしとか、ここに親御さんだけ、高齢者だけというのを支えるためには、とても必要な事業だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に移ります。いじめ、不登校の問題です。

厚岸町の状況、初めて聞いたのですけれども、増えているのですね。小学校で4年から5年にかけて、小学校は78件、中学校は16件となっているということなのですが、これはどういう原因でこういう状況になっているのですか。

その後この子たちにとっては、現在はどういう状況なのでしょうか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 私からお答えします。

一番の要因につきましては、学校側の積極的な認知が進んだということが一番大きいかと思います。

なぜ積極的に認知するのかと申しますと、子どもたちのいじめの状態の見逃しゼロというところになります。学校は、積極的にいじめの認知、嫌な思いをしている子たちは、もういじめと感じていますから、その見逃しをゼロにする、そういう取組で積極的な認知を行っております。

積極的な認知を行った上で、学級担任ですか個人でその子たちに対応するのではなくて、こういうふうに上がってきた子たちを、まずは学校の中の組織、いじめに関係する組織が必ずありますから、そこの組織の中で、一体この子がどういう状況なのかというところを、個人の聞き取りを基にしながら、組織的に判断していくような取組を、積極的に進めております。そこが、まずは一番大きな要因なのではないかと思います。

組織的に対応する期間は、最低でも3か月です。3か月間はしっかりその子の様子を見ていきながら、その3か月が過ぎて、子どもが、いじめとか嫌な思いというのが

一旦終わったということであれば、一旦そこで区切りがついたりもするときがあるのですが、そのような取組を積極的に進めておるという状況が一番の要因なのではないかと、教育委員会としても押さえております。

もう1点なのですけれども、子どもの状況なのですけれども、必ずその子たちの状況は、つぶさに観察しながら、最低3か月間こういった状況を見ておりまして、主にいじめアンケートのところが年に3回あるのですけれども、その3回の中で、その子たちが一体どうなっているのかというところを、1回目上がった子については、2回目のところで必ず確認することになっておりまして、一旦いじめは解消したのだけれども、また別なものがあるとかという子も、2回目、3回目のところでも、しっかり追えるようになっておりまして、それだけではないのですけれども、いじめアンケート何かを基にしながら、学校では取り組んでいる状況です。

ですから、解消した子もいれば、そのまま継続しているという子もいるのが実態であります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 分かりました。

よくほかの事例何か聞きますと、先生がすごく忙しくて、先生に相談したいのだけれども、先生に相談したら大変だらうなという事例も聞いたことがありますし、先生の顔は違うのだけれども、でも言っていることが皆同じというような思いで、子どもたちは縮まっているというような例を聞いたりしたのですが、厚岸町の場合はそういうことではなくて、皆で子どもを支えていると理解していいのでしょうか。

それと、いじめから不登校になったというような子どもたちはどうなのでしょうか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 1点目のところなのですけれども、本当に学級担任一人が、例えばクラスの子、皆に関わっているということになると、もしかしたら仕事の状況などにおいても、業務が忙しくて、子どもに接する時間がちょっと短くなってしまうとかという状況も、やはり想定はされるのかということで、一人で対応するのではなくて、中学校でいけば学年団ですか、小学校でいけば特別支援学級の先生がそこに入っていたり、そういうこともありますし、養護教諭も保健室でそういう相談を受けるような体制になっていたり、複数の先生方の目で見ている状況というのが、うちの町の小中学校でありますので、実際、議員がおっしゃっていたような押さえでオ一ケーかなとは考えております。

2点目のところなのですが、いじめから不登校につながっているような事案はないかということなのですが、そのところは、1回目の答弁でも教育者がお答えしたところになると思うのですけれども、今のところは、学校からの報告ですとかいうところは上がってきていません。

ただ、教育委員会としては、そういう報告が上がってきていなかから、ないのだなというような押さえはしておりません。こういうところは、いつ起きてもおかしくない状況というのがありますので、各学校には、そういうところを絶対に見逃さないようにしていきましょうというところは、繰り返し学校にはお伝えしているところです。

もし、そういうところで発覚した場合には、すぐ委員会にも報告していただくような体制は取っておりまして、委員会でも学校でも手に負えなくなる状況のときには、委員会のほうにその事案を預かりまして、委員会の組織として対応していく、そういう取組を、今、進めているところであります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 教員同士の中で軋轢というか、コミュニケーション不足で困っているというような、そういう事例はないでしょうか。先生が困ったりしたときには相談できる人がいて、その中できちんと対応できていると捉えていいのか、その中に、いろいろな意味でコミュニケーションが苦手な先生がいて、そのことによって問題が起きているというようなことはないですか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 現在のところ、学校からそのような話は上がってきていないですけれども、教育委員会としても、組織的な対応というところで、先生が一人で思い悩んで、悩みを抱え込まない、先ほど保護者にも、抱え込まないようにするというような形もしていましたが、これは教員についてもまさしくそのとおりで、先生が一人で思い悩んで困ってしまう、そういう状況をつくらないようにするために、学校の中で組織的に取り組んでいこうと、悩んだときには周りの先生が声掛けをして、皆で考えていこう、そういう組織づくり、学校づくりというのをしていくように、教育委員会でも、今、働きかけているところですので、今のところは、そのようなお話は上がってきていません。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 上がってきていませんか。ちょっと心配なことを聞いたものですから、どうなのかなと思ったのですけれども、多分上がっているのではないかなど思ったのですけれども、やはりコミュニケーション不足で、それができなくて、相手にストレスを与えてるというような話も聞いたりしたものですから、その辺、もう少し確認してほしいと思います。

それと、どうしても子どもが学校に行かないとか不登校になると、お母さんとかお父さん、どちらか親御さんが大変な思いをしているというのはあります。

そうするとお母さん自体が、自分が悪いのではないかとか、何が問題なのかという

のを、すごく困ったりするのですよね。そういう親の会みたいなのが厚岸町の場合あるのか、そういう中で本当に話せるような場をつくって、ここに書いてありますけれども、学校も親御さんも地域も一緒になって子どもを育てているのだということを認識できるような、そういう取組ができれば、もう少しいろいろな意味で変わってくるのかなと思うのですが、その辺どうでしょうか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 今、石澤議員がおっしゃっていたようなところというのは、非常に重要なポイントだと私も思います。

そこのところは、今できているとは言い切れない状況があると思いますので、教育委員会としても、そういうところで思い悩む人が、話し合いに加わることによって救われるというような環境づくりができるのかというところは、まだまだこれから検討していきたいと考えております。

●議長（大野議員） 以上で、8番、石澤議員の一般質問を終わります。
休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後4時20分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

厚岸町議会会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、1番、竹田議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（大野議員） 次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。
1番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従い、質問させていただきます。

1、災害対策について。

(1) 半壊や一部損壊と判定されると国の支援がなくなる状況は、半壊の壁と呼ばれ、以前から問題視されてきた。全国知事会が、半壊も支給対象とするよう、制度の見直しを国に要請しました。それを受け、国は、罹災区分を従来の4段階から6段階に細分化し、中規模半壊を設けることにしました。

細分化しても、自分の家がどの対象になるかは、とても難しいと思います。国の支給対象もありますが、厚岸町独自の町民に対する支援策を考えるべきと思うが、町の考え方を伺います。

(2) 防災拠点の上下水道耐震化について、災害時に防災拠点となる自治体庁舎や

避難所などの重要施設が耐震化されていない自治体が多いと聞くが、厚岸町の現状と今後の対策について、町の考え方を伺います。

2、外国人労働者の言葉の壁について。

(1) 厚岸町に住む労働者は、年々国籍も多様化している。今後も外国人労働者の受け入れの拡大が見込まれる中、互いの文化、風習を尊重し合う共生社会の実現には、言葉の壁の解消が不可欠であります。

道内179町村のうち、令和6年3月末で日本語教室のある自治体は、わずか25市町村だったそうです。厚岸町はこの現状を踏まえ、今後、どのような対策を講じていくのか伺います。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の災害対策のうち、(1)の、国は罹災区分を従来の4段階から6段階に細分化し、中規模半壊を設けることにした。国の支給対象もあるが、町独自の町民に対する支援策を考えるべきと思うがについてでありますが、国は被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により著しい被害を受けた方を対象に、生活の再建を支援する目的として、各都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を基に、住宅の被害の程度、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない一部損壊の6段階の基準により判定し、住民の主要な構造要素の経済的被害の住宅全体に占める損害割合が30パーセント以上である、全壊、大規模半壊、中規模半壊の方を支給の対象としております。

また、対象外となる半壊、準半壊の判定を受けた方については、日常生活に必要最小限の部分を応急的に修理することで、元の住宅に引き続き住むことを目的とした災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度を活用し、国の支援を受けることができます。

しかしながら、準半壊に至らない一部損壊の判定を受けた方については、現段階の制度では国の支援を受けられない状況となっております。

町としては、現状、災害で住宅の被災を受けた方の支援については、厚岸町災害見舞金支給条例及び厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、応急援護として災害見舞金の支給のほか、災害援護資金の貸付による対策を講じておますが、近年では、大地震や大雨により住宅の被災を受けた方の支援について、制度上、国の支援を受けられない準半壊に至らない一部損壊の判定を受けた被災者に対し、独自の支援策を講じている自治体もあることから、導入の可否を含めて検討してまいります。

次に、(2)の防災拠点の上下水道耐震化についての厚岸町の現状と今後の対策についてでありますが、水道管の総延長は約160キロメートル以上にも及び、このうち学校や病院など、重要施設にアクセスする基幹管路と呼ばれる重要管路が約27キロメートルで、耐震化の現状は、令和5年度末で市街地全体の3.3パーセントとなっておりますが、重要管路については、令和5年度末現在では耐震化がされていない状況にあります。

また、下水道管路については、総延長65キロメートルのうち、重要管路と呼ばれる管路が約19キロメートルで、耐震化の現状については、現在、下水道区域内に埋設されている管路では、令和5年度末で約99.8パーセントが耐震性能を保有している状況にあります。

今後の対策については、水道管の市街地の重要管路の整備は、湖北地区と湖南地区的約7キロメートルを社会資本整備総合交付金を活用し、耐震化工事を令和6年度から始めたところであります。

また、厚岸町と水道事業経営戦略での水道施設の計画的な更新として、令和12年度までに水道施設耐震化率を約19パーセントにするという目標値を定め、計画的管路整備を行ってまいります。

下水道管路については、おおむね耐震性能を保有しているため、重要施設にアクセスする管路を含め、管路全体の継続的な点検、調整などを行い、維持管理に努めていきたいと考えております。

続いて、2点目の外国人労働者の言葉の壁についてですが、令和6年11月末時点では、厚岸町には、11か国、236人の在留外国人が住民登録しており、そのほとんどが外国人技能実習制度により入国している方々で、令和3年12月末時点と比較すると、ほぼ倍増となっております。

また、技能実習生の大半は、東南アジアのインドネシア、ベトナム、フィリピン国籍の外国人で、それぞれが異なる言語を母国語としております。

道内においても同様の状況で、技能実習生を中心に、令和5年12月現在では、過去最高の5万6,000人を超える在留外国人が居住しており、一部の外国人住民の方々においては、日常生活に必要な日本語でのコミュニケーションが十分ではないことから、仕事や生活など、様々な場面で支障が生じていると言われております。

このような状況から、現在、北海道で策定中の、北海道における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針において、市町村の実状も踏まえた方針を策定し、地域のニーズに応じた日本語教育に関する施策を、総合的かつ効果的に推進することとし、多文化共生社会の実現を図り、住みやすく活気のある地域づくりにつなげていくこととしております。

現段階で、町では在留外国人に対する日本語教室は開催しておらず、また、多言語にわたる日本語教室の開催は難しい状況にあると考えますが、これから示される北海道の方針を参考に、外国人を雇用する事業者等の考えも伺いながら、日本語教室の開催に向けて検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 災害対策なのですが、まず住宅の、6段階に分けるということで国は進めていますが、それでいて災害の部分もそうなのですが、何かによって家が壊れたとかというときになると、保険の対応になるわけです。

その保険の対応になったときに、高額の場合は、建築士を持った方、専門の知識を

持った方が、釧路にもありますけれども、大概、帯広、札幌から保険の査定員という方が来て、こういう状況であればこの見積りを出してくださいということで見積りを出します。その上で実際、建築士の方が、作業に当たっている建築士の人は仕組みをよく知っているから、我々が見たときに、自分もそういう仕事に従事しているものですから、見る方によっては全然この見積りは高すぎるという言い方をしてくるのです。

それは要するに、例えば主要構造部と言われていることの名前はよく知っているのですけれども、主要構造部の部分にどれだけの支障が関わっているのかと。例えば、見るとときに下げる振りと言って、垂直部分の柱が曲がっているのか、傾いているのか、歪んでいるのかというのは全部目視なのです。こういった国この支援の、1段階、6段階というのも全部目視なのです。こういう目視のときに、例えば柱の柱脚部、梁との接合部の仕口とか継手という部分に損傷が起きているか起きていないかというのは、本当にプロの目でないと分からない。

こういった場合については、1段階、6段階というふうに分けたとしても、大きく分けるとやはり壊滅的なもので、潰れて住めない状況というのですか、家の中に入ることさえも危険でできないとなれば誰しも分かるのですけれども、その次に、誰が見ても壊れていないと思うかもしれないけれども、先ほど言った、柱と梁の接合部分が揺れによって外れそうになっているとか、そういう部分を目視で見て、どうやって判断するのかと。その弱っている接合の部分というのは、もう1回余震がきたときに、完全に外れてしまうだろうという限界の部分ってあるのです。

というのは、柱と梁の接合部分については、今は金物でやっているのですけれども、古い住宅になればなるほど壊れる率が高くなっています。そのときに、仕口の入り寸法というのは15ミリとされているのです。ということは、天井の隅っこに10ミリ以上の隙間があったら、完全に次の余震のときに柱が抜けるなど、梁が落ちるなというのは、プロの目から見たら分かるのです。だけれども、設計だけしか持っていない保険屋さんが来ても、そこは分からないのです。ですから僕らはわざと天井を落として、保険屋さんに見せるのです。そうすると、なるほどなど。だから金額がここまでかさむので、保険金額が150万円になりますという説明を現場に行って説明するのです。そのくらい詳しく説明しないと、本当に半壊なのか、中途半端に壊れているのか、壊れていないのかという、幾ら6段階に分けたとしても、そういうことが目視で見られなくなると判断が難しいと。難しくて分からないときは、その家の中に入らなければいいのです、余震のときに、壊れてしまうかもしれないのです。

それはいいのですけれども、町として、難しい国の指針に基づいた6段階に分けようとしたとしても、ある程度見落としてしまった部分というのがあったときに、その判断基準が誤ってしまったときに、持ち主が、結局は判断が適正でなかったために、半壊には見てもらえない段階になってしまったときに、損する立場になってしまうのです。ですから、そういった区別をするときの段階というのを、どの程度、誰が、どうやって見るのでということを役場としても明解にしておかなければいけないだろうと、見るときに。それも一つ提案させていただきたいと思います。

それと、住宅が壊れていないという場合、ところが地盤の状況によっては非常に軟

弱地盤で揺れがすごい。最近は住宅って、大体この15年から20年くらいぎりぎりのときに地盤改良といって、一般住宅も杭を打つようになりました。杭を打っている住宅というのは、さほど軟弱地盤にも耐えられるのですけれども、杭を打っていない住宅があります。こういった場合は住宅が何とか残ったとしても、軟弱地盤のために下水道管または水道管がそこで破断してしまって、結局、住宅には住めるのだけれども水道が使えないといった状況が出てきます。

こういった場合に、水道管、下水道管をどういうふうにして補助対象にしていくのか、またはどこまで見てあげられるのか、どこまで応急処置をしてやれるのかといった部分が大きな問題になってくるし、水が使えない、トイレが使えないとなると衛生上の問題にもなるし、二次的な部分で人間の体が精神的にも肉体的にも弱ってくるという現状が出てくるというふうに思うのです。

こういった部分を細かく、今のうちに厚岸町として、どういうふうになったときにどう支援していくのかということを詳しくやっていこうよというのが、今回の僕の質問の趣旨であります。

そういった部分で、この災害対策の支援策、支援金の上限等々、細かくやっていただければというふうに思うのですが、再度、質問させていただきます。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） まず、私からは6段階の判定に係る部分についてでございますが、実際に判定は誰が行うのかというようなところで、被災した場合には町の職員が判定を行うこととなります。質問者のご指摘のとおり、こういった部分に専門的な知識を有した職員というのは、ごく限られているような状況になっております。

大規模災害の場合につきましては、周辺からの自治体職員の応援、周辺に限らずですが、こういった自治体からの応援、あるいは国の方からも通知等で示されておりますが、設計士の団体ですとか、こういった民間の建築に関わる団体の方からの協力をいただきながら判定に、不動産鑑定士ですとか、こういった組織を活用するようという通知もされておりますので、こういったことも考慮しながら、実際の場合にはこの判定業務に当たることになるであろうというふうには考えておりますが、実際に能登ですか過去の大震災、大きな災害においても、こういった判定の部分では、人材がいなかつたりということで大変苦慮されているということもございますので、それに限らずではございますが、厚岸町が被災した場合の受援についての計画ですか、こういったものも検討していかなければならないというふうには思っているところでございます。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

先ほどの質問でございますが、地盤によって、杭が打っていないところが住宅に被

害が生じるといったときに、町として支援金なり支援策できないかということでございますが、災害復旧法または被災者生活再建支援法、それに基づいて、住宅に限らず水道とか、そういった部分の支援金とか支給になるというふうになってございますが、それはあくまでも、国の支援であります6段階のうち5段階ということになってございます。

ですから、一部損壊につきまして、今後、町として何ができるかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 何回でも聞けるから、いいですよ。

以前にもこの地震の関係で、応急危険度判定士って地元にありますよと。家づくり協会が、この応急危険度判定士を取っている人たちをまとめているのです。これを活用してください。ボランティアでやることになっているのです、応急危険度判定士は、もともと、お金を取る団体ではないのです。こういう人たちの組織の名簿も、全部建設課で押さえているはずなのです。

ついでだから言っておくけれども、この応急危険度判定士、町のほうで家づくり協会と連携しながら、1年に1回でも2回でもいいから連携を取って、講習でも何でもやってくださいという話は何回もしているのです。この数年間、こうなってからも、この応急危険度判定士の取組、会議等も一切やっていないのです。だから、この応急危険度判定士という組織、家づくり協会という組織もあるのにも関わらず、何か質問していても一切出てこないのです。頼りたくないのか、聞きたくないのか、自分たちでできるからいいと言っているのかという話になってしまふでしょう。そういう問題ではないのではないか。民間で、国が、応急危険度判定士というのは金をもらってやる組織ではないのだと、ボランティアなのだと指定しているのです。なぜそこを利用しないのですか。忘れているのではないかと思うのです。ならば、そういう組織を活用して、もう少し専門的な知識を入れて、どういうふうにしていったらいいのかということを、まずやっていってもらいたいです、また最初から。

それと、僕が水道の部分について詳しく言ったのは、確かに国の問題というか国の定義、条項、こういうふうになったらこうしなさいというのが確かにあるかもしれない。だけどそれは、大規模災害のときにしか国は動いてくれないはずです。やはり、半壊以下の小さなときの部分について、例えば液状化現象という地震の揺れ方によって、家は壊れていないけれども、液状化現象になって水道管が破れたり、下水道管が外れたりという部分があるから、そういったときの対応策は厚岸町としてどうするのですかということを聞いたのです。だから水道課の意見も聞いたのです。これは国の支援の話は、建設課が今しゃべりましたよね。厚岸町の独自で、水道、下水道の部分についてはどうするのですかという話なのです。それを、きちんと決まりごとが、こういう場合はこうするのだということを、決まっているのですか。支援をします。金額はどこまで見るのですか。どういう状況は直せません、どういう状況は直します。その決まりごとを、町民が納得するだけの準備をきちんとしていますかということを

聞いているのです。

半壊以下で国からの支援金がゼロになる現状は被災地の実態に合ってない。これは、被災者ごとの困窮状況などを行政が把握し、生活再建につながるべきだというのを被災者支援に関する法律に詳しい岡本正弁護士さんが言っているのです。だから、きちんとしましょうということを提案したいのです。

それと、下水道関係についての応急危険度判定士の部分についてもそうなのですが、下水道、上下水道、これをきちんと工事している業者との協定だと、被災地になつたときには、そういった部分の協定もきちんと結んでいますか、そういうことを取り組んでいますか。それも教えてください。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 私からは、液状化に伴う一般家庭、液状化になると一般給水だけではなく、恐らく液状化に伴って漏水等が、本管から枝管というか、分岐して支線にされていますので、地震の際に漏水調査を行つて、各家庭につながる部分についても確認していたと思います。

下水道についても、同じく液状化が起きたときには、同じくつながるものですから、そこからサービス管のほうについても確認をしながら、きちんと勾配が保たれているかというようなことを確認していると、当時はしていたと思います。

また、水道、下水道に伴う協定ということのお尋ねだったと思いますが、それに関するでは、平成29年かそれぐらいに、給排水設備連絡会との応急対応に対する協定を取り交わしてございますので、そのほか今年も共同で訓練、8月の防災訓練のたびに共同で訓練を実施したということも、これまで続けているという状況でございます。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） 応急危険度判定士について、私からご説明いたします。

現在、応急危険度判定士でございますが、民間で5人、役場職員の方で3人ございます。

これまで勉強会とか、ここ2、3年はやっていない状況でございますので、家づくり協会の協力を得ながら、今後、そういった方々と併せて勉強させていただきたいというふうに思います。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 よろしくお願ひします。

そういう勉強会の中でいろいろな提議がされてくると思うので、その中でいろいろ検討していっていただきたいなど、よろしくお願ひします。

次に、外国人労働者の言葉の壁についてですが、資料を提出していただいた、令和3年から6年、3年そこで倍くらいになっていると。今後この人数というのは、

全国どこでもそうなのですが、町村もそうですけれども、減っているところってなくて、全部伸びていっているというのが現状ですよね。

厚岸町としても今後、答弁にもありましたけれども、伸びていくということだろうなど、そういうふうに認識していると思うのですけれども、厚岸町の見方として、今後外国人というのは、3年、4年で倍になったということは、今後どういうふうにこの人数が、どう動いていくのか、どう捉えているのか、そこをもう一回聞きたいのですが。

●議長（大野議員）　観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長）　議員の要求の資料でもご覧のとおり、この3年間でほぼ倍増にはなっております。

人口比率で言いますと、厚岸町の総人口の、今、2.84パーセントぐらいが外国人だというふうな数字が出てきております。

一時前、これより以前だとすると、私の頭の中にも外国人100人ぐらいではないのかという、大体そのようなイメージだったのですけれども、実際のところは、今こんなような数字になっていると。

国のはうの将来推計でも、2040年までに1,200人、日本の人口は減少するだろうということが言われております。すなわち、それだけ労働力が少なくなってくるとなると、どうしても外国からの労働者に頼らざるを得ないのが今の日本ではないのかなと。イコール厚岸にも同じようなことが言えてくるであろうというふうに思っております。

ですので、今後も、どの程度の伸びになるのかはちょっと予測はできないですけれども、将来にわたって、やはり外国人労働者というのは増えてくるであろうというようなことで、私も思っております。

●議長（大野議員）　1番、竹田議員。

●竹田議員　時間も押し迫ったので、あと1個だけ。

13の国々から来ている現状なのです。国籍違いも多分増えてくるかもしれないし、人数も増えてくるだろうというのは、予測はつかないけれども、ただただ増えてくるのだろうなと。それはお互いに認識できるのではないかと思うのです。

その上で、この人たちに一人一人聞くわけにもいかないので、大体が一人でポツンと来て厚岸町に住むということよりも、先ほど課長も言われたように、やはり仕事関係が99パーセントなのだろうなと思うのです。

そうすると、その中でも、やはり帰化して、日本人の方と一緒にになって、結婚して、子どもが生まれてということも考えられることもあります。そういう部分で、例えば日本人の彼女ができたら、わざわざそこに行って日本語を教えることもしなくてもいいと思うのです。文化も覚えるのです。ただ、全部が全部そうではないので。大体、日本人と結婚されて、帰化してというのは、日本の国技である相撲協会を見て

も分かりますよね。あれだけの人数、外国人が来ても、日本人の方と結婚するのはごく一部です。そうなると、おのずと言葉の壁、文化に馴染めないという寂しい思いをしなければならないという部分があると思うので、できれば厚岸町の方と一緒に、結婚して子どもを作って、ここに居住してもらうというのが実現できれば最高ですね。

そういうことを願って、どういったことが壁になっているのかというのは、地域によって様々だと思うのです。でも僕は、厚岸町ってすごく福祉関係とかも充実していて、釧路から来ている方にも、厚岸町っていいねと結構言われるので。これはもう、理事者の皆さん揃って努力した結果だと思うのですけれども。だから、外国人に直接聞いて歩くというのは大変なので、何らかの機会で事業者にアンケート調査をして、その壁になる部分というのを、アンケートの項目をいろいろ考えて、ぜひ実施していただきたいというのが要望なのですけれども、いかがですか。

●議長（大野議員）　観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長）　外国人、技能実習生で来ておりますと、最長でも5年しかこの国におられることができないという法になっておりまして、このたび入管法関係が改正になりますと、今度は育成労働という形で、3年で、その間にある一定の試験に合格すると永住資格が得られるという法制度に、今切り替わって、これが2027年から施行されることにもなっております。

北海道のほうでも日本語教育の関係、いろいろ指針を出してきているのが、やはりこういう部分の対策を取らなければならないだろうなということもあるのではないかというふうに思っております。この辺については、まだ国のほうでも詳しいガイドライン等々示しておりませんので、これからのお話になってくるかと思うのですけれども、議員の提案していただいた、個々の外国人に、私たちやはり言葉の壁がありますので、なかなか聞くことができないというのは実際そのとおりでありますので、企業側の方々、漁業系で、今、私どもで押さえているので約8社、9社。それと農業、酪農については農業協同組合というようなことで一括になっておりますので、その企業の担当者の方々と、アンケートというのか、お話をできる機会をちょっと設けたいというふうに思っております。

一部の企業の方には、企業内ではある程度コミュニケーションはしっかりと取れているのだというお話を伺ってはいるのですけれども、果たしてそれが、地域の中に出たときにどのような状況なのかというところまでは、私どもは押させていないということがありますので、早い段階で企業の担当者の方々と、何らかの形で連絡を取り合っていきたいというふうに思います。

●議長（大野議員）　1番、竹田議員。

●竹田議員　1点だけ言い忘れていたのですけれども、僕たまたま、厚岸町の国籍の中での、インドネシア人の82人中というのが断トツで多いのです。僕も仕事で羅臼と

か、斜里とか、ウトロとか、そういう地方に仕事で行くのですけれども、確かに厚岸町と同じで、インドネシア人が爆発的に多いのです。お仕事してもらっているところの社員寮というのを建てさせてもらっていて、行っているのですけれども、全部インドネシア人です。

インドネシア人は、たまたま来ている人たちはある程度、1年間日本語を覚えてから来ているというのがあって、そういう人たちでないと受け入れしないというのが、漁業共同組合でそうしているらしいのですけれども、定地とかサケ、マス、ホッケの漁師さんのほうに全部来ているのですけれども、その人たちとたまたま会話することになって、日本語を結構喋るので、お話をしたのです。そうしたら、働いている漁場同士ありますよね。A会社、B会社、C会社。そこに行くと、うちの会社の待遇はこうだと。うちの会社はこの待遇だと。お前、それ給料安いな、高いなという話から、だったら来年、今年やめて、あちらの漁場に行こうかという話も実際していますということを聞いてきたのです。

それともう一つ。斜里町に行く前に羅臼町にいたのだと。羅臼は悪くて、斜里がいいと聞いて、例えばその人、斜里に行ってから帰化して、日本人女性と結婚して、子どもも今いるのです。斜里町になぜ居住するようになったのですかと聞いたら、結局、最初は釧路町にいて、羅臼に行って、斜里に来たと。斜里が一番住みやすいという話をさせてもらった。だから、永住居住するという段階でも、この人たちはきちんと調べて、どの町に住んだら住みやすいか、福祉の充実がどうなのか、環境もどうなのか、そういうこともきちんと調べているのだと思いました。

その辺も含めて、そういう人たちがどうせ来るのだったら、厚岸町に迎え入れられるような体制をつくる、そういうことも今からやっておけば、厚岸町はちょっと嫌だということになっては、まずいのだと。だからそういう体制をつくるために、先ほど言ったアンケートを取って、厚岸町に来られるような、そういう体制づくりを、町で今からやっていただきたいという要望なので、ぜひよろしくお願ひします。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 議員のおっしゃるとおり、今は労働力不足ということがありますので、日本人が減っている以上、やはり外国労働者に頼らざるを得ないということがあると思います。

企業の担当者の方々と連絡を取り合いながら、どのような日本語並びにコミュニケーションを取っていくのか、また、その方々がどのような考え方を持っているのかというようなものを聞き出せられるような場なりアンケート等を、これからやっていきたいと思います。

●議長（大野議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

●議長（大野議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なし)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます
よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 5 時02分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 6 年12月11日

厚岸町議会
議 長

署名議員

署名議員